

一九三〇年代世界綿布市場における日英綿業の確執

泉 武 夫

はじめに

日本の綿布輸出高が一九三三年にイギリス綿布輸出高を凌駕したことは周知のことに属する。「世界の工場」を自任してきたイギリスの最も典型的な工業であるイギリス綿業が、それよりも一世紀あまり遅れて資本制的生産に乗りだした極東の一小国によって世界綿布市場において追い越されたわけで、世界市場における小さからざる出来事というべきであろう。本稿ではこうした一九三〇年代における日英綿業の世界綿布市場を巡る確執を中心に見ていく。

ところで一九三〇年代といえ、あたかも一九二〇年代に第一次世界大戦が先行するように、世界大恐慌が当年代の始期を告げ、それに続く長期不況に見舞われ、終期は日中戦争と第二次世界大戦の開始によって画されるといった激動の時期である。そうした事態を論じる余裕はないが、日英綿業にとっては運命的な一〇年間であったというべきであろう。本稿との係わりで若干指摘すると、まず、金本位制からの離脱がある。イギリスは三一年九月に金本位制から離脱し（英領東インドもこれに続く）、翌三二年には保護関税法（二月）を可決して略一〇〇年続いた自由貿易政策を放棄すると共に、オタワ帝国経済会議（七一八月）を開催してイギリス連邦内の特惠関

税制度を採用し、スターリング・ポンドブロック経済を形成する。他方、世界恐慌が来襲する直前(三〇年一月)

に金本位制に復帰した日本は輸出の激減と正貨・金地金の大量流失に耐えかねて、結局三一年一月再び金輸出禁止を実施せざるを得なくなる。

さらに、世界不況が長期化するなかで世界の消費も減退する。特に綿布を購入する多くの国は輸入資金の調達を農産物の輸出に依存している⁽¹⁾。農産物価格、工業原料価格の低落が与える影響は無視できない。例えば、蘭領東インドの主要生産物はゴム、砂糖、錫、コーヒー、英領マラヤの主要輸出品はゴム、錫、コブラであり、英領西アフリカはアクラ・ココア、パーム・オイル、コブラ、パーム核、落花生の価格によって影響され⁽²⁾、英領東アフリカは棉花、シサル麻、コーヒーの価格によって影響される⁽³⁾。エジプトの支払能力は棉花販売の価格といわれる⁽⁴⁾。その他、オーストラリアは小麦と羊毛、インドは棉花と銑鉄、アルゼンチンは羊毛といった具合である。

- (1) 「ランカシャーの主な市場は農業国であり、そこで購入される商品の量と質は自国の生産物の価格に依る」といわれる
『Political and Economic Planning Industries Group, "Report on the British Cotton Industry", 1934, p. 31.』なお同報告については、拙稿『イギリス綿業報告』をとおして見た一九三〇年前後のイギリス綿業の実状と日本の競争」(専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第一八号、一九八四年所収)一五〇頁を参照されたい。さらに「Manchester Chamber of Commerce, "The Annual Report of Trade Section (以下、A.R.T.と略記) for 1930", p. xxxi.
- (2) A.R.T. for 1931, pp. xvi-vii.
- (3) A.R.T. for 1925, p. xxiv.
- (4) Manchester Chamber of Commerce, "Monthly Record of Jan. 31st, 1934", p. 3.

しかも、世界最大の経済力を有するアメリカで「世界史における転換点⁽¹⁾」とされるスムート・ホーリー関税法(三〇年)が通過したことは農産品・工業品高の缺状価格差が進行する中で世界の消費力を一層収縮させることになる。この輸入農産物原料に対する保護関税は「他の諸国が債務を支払うのを不可能にし、全世界において貿易報復を誘発した⁽²⁾」といわれるからである。需要減少―価格低下―競争激化―価格低下と全体が「不況の螺旋状進行過程⁽³⁾」を呈することになり、世界の消費市場の縮小がまさに「購買力飢饉⁽⁴⁾」として日英綿業に悲劇的に作用したといえる。そして、最終的には両国綿業は自らの責任とは全く関係ない戦争と経済の軍事化の中で存立基盤を崩されていくことになる⁽⁵⁾。

(1) C・P・キンドルバーガー著、石崎昭彦・他訳『大不況下の世界 一九二九―一九三九』東京大学出版会 一九八二年 一一一頁。

(2) 同右 一六七頁。

(3) G.E. Hubbard, "Eastern Industrialization and Its Effect on the West", Oxford Univ. Press, 1938, p. 335

(4) 飯島幡司『日本紡績史』創元社、昭和二十四年 二五二頁。

(5) なお、本稿とのかかわりで、拙稿「戦間期世界綿布市場における日英綿業の確執についての序章―一九二〇年代の展開―」(『専修経済学論集』第五四号 一九九三年 所収)の末尾に掲載した参考表を合わせ参照されたい。

一 世界綿布市場における日英綿業関係の全般的素描

欧州大戦を契機として世界綿布輸出市場の最大シェアを占めていたイギリス綿業はシェアを大幅に落とし、旧水準に回復出来ないどころか一九二〇年代の進行の中で、特にその後半に日本等の後発国綿業に激しく追い上げられる。大戦期中に中国、香港市場では日本綿布に凌駕されてイギリス綿布は市場支配力を失い、二〇年代末に

は蘭領東インドでも日本綿布に凌駕されてしまう。特に二〇年代最後の二八、二九年における日本の輸出高のイギリス輸出高への急迫は激しいものがあった。以上については別稿を参照されたい。⁽¹⁾

(1) 拙稿「戦間期世界綿布市場における……」

初めに世界市場における日英の関わりを統計的に一瞥しよう。世界の綿布輸出量と日英のシェアを大雑把にキントル単位で見たのが表一である。世界大恐慌による市場収縮によって一九三〇、三一年と輸出量は二九年比で七六％、六四％と激減する。三二年には下げ止まるものの、もはや市場回復力は弱く低め安定といった状態を持續する。

この世界市場の動きに対応して日本もイギリスも輸出の絶対量を減少させるが、三〇、三一年には二九年比でイギリスは六七％、四八％とすさまじい落ち込みを示す。

これに対して、まさに折り悪く三〇年一月の金輸出解禁と世界大恐慌への包摂と二重の経済収縮に襲われた日本綿業ではあるが、輸出量は八八％、七九％と低下するものの、率はイギリス比にしたら比較的小さかったといえるであろう。そのことは後述の通り見通しを楽観的ならしめる。

一九三二年にイギリスは輸出を増加させるが、その後再び減少させ、そのまま横ばいとなるのに対して、他方、日本は三二年に史上最高の輸出量を記録し、その後も大きく輸出を増大させる。そして、三二年に世界市場シェアで日本はイギリスに迫り（イギリス三四％、日本三一％）、ついに三三年にイギリスを凌駕することになる（イギリス三三％、日本三五％）。その後も日本は四〇％、イギリスは三〇％とシェア率の差は拡大していく。

さらに、綿布輸出を未晒布、晒布、染色布（捺染、糸染、反染）の種類毎に属領・外国別（イギリス）と種類別

1930年代世界綿布市場における日英綿業の確執

表一 世界綿布市場における日英のシェア (1000 quintals)

	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
日 本	1,243 (16)	1,569 (19)	1,377 (22)	1,239 (24)	1,780 (31)	1,910 (35)	2,257 (40)	2,387 (41)	2,374 (40)
イギリス	3,248 (42)	3,140 (39)	2,115 (34)	1,518 (29)	1,944 (34)	1,778 (33)	1,770 (31)	1,760 (30)	1,811 (30)
他	3,223 (42)	3,352 (42)	2,672 (43)	2,394 (46)	1,993 (35)	1,769 (32)	1,652 (29)	1,673 (29)	1,766 (30)
世 界 計	7,714 (100)	8,061 (100)	6,164 (100)	5,151 (100)	5,717 (100)	5,457 (100)	5,679 (100)	5,820 (100)	5,951 (100)

出所：G.E. Hubbard, "Eastern Industrialization and Its Effect on the West,"

Oxford Univ. Press, 1938, p. 7

注：原表では日本の項について100万平方ヤード=1000 quintals で掲げられているので、イギリスの平方ヤードとキンタルの換算率に従って、100万平方ヤード=87.6 キンタルで修正してある。前者のような方法は村山高著『世界綿業発達史』、日本紡績協会、1961年の p. 279 付表でもおこなわれている。上記のような換算をしたにしても、綿布には light と heavy があるので、完全というわけではない。

(日本) に示すと表一2 および3の如くである。総輸出の動きについては上述した通りであるが、三〇年代末にイギリスが日本よりも一段と輸出を減少させているのが注目される。まずイギリスを種類別について見ると、二〇年代末に既に未晒布の割合を三割以下に落とし、主力を晒布と染色布に移している。三〇年代に入ると全種類で輸出高を減少させるが、特に未晒布は三〇年に半減、三一年三分の一と激減し、晒布は未晒布ほどではないにしても三三年には半減(以上一九年比)する。そして前者は二割を大きく割り込み、後者は三割をかううじて保っているにすぎない事態となり、両者とも絶対量を増大させることはない。これに対して染色布は三〇、三一年の落ち込みを三三年にはかなり回復し、以後も一定の水準を維持し、割合を四割から五割台と拡大させ、イギリス輸出の中核品となる。

これに対して日本の輸出綿布の場合は、晒布の比重は小さく、二〇年代末で未晒布と染色布が拮抗する形となっているが、特に既に後者が前者を越しているのが注目される。これは二〇年代が経過していく中で、マンチエスター

表—2 種類別日英綿布輸出 (million square yards)

	未 晒 布		晒 布		染 色 布		合 計	
	日 本	イギリス	日 本	イギリス	日 本	イギリス	日 本	イギリス
1928年	608 (43)	1,084 <28>	115 (8)	1,349 <35>	696 (49)	1,434 <37>	1,419 (100)	3,867 <100>
29	816 (46)	1,034 <28>	128 (7)	1,295 <35>	846 (47)	1,342 <37>	1,791 (100)	3,671 <100>
30	672 (43)	581 <24>	163 (10)	877 <36>	736 (47)	953 <40>	1,572 (100)	2,407 <100>
31	561 (40)	203 <18>	190 (13)	639 <37>	662 (47)	776 <45>	1,414 (100)	1,716 <100>
32	749 (37)	366 <17>	360 (18)	783 <36>	922 (45)	1,049 <48>	2,032 (100)	2,197 <100>
33	611 (28)	376 <19>	464 (21)	654 <32>	1,105 (51)	1,001 <49>	2,181 (100)	2,031 <100>
34	772 (30)	359 <18>	510 (20)	615 <31>	1,295 (50)	1,015 <51>	2,577 (100)	1,994 <100>
35	945 (35)	329 <17>	511 (19)	611 <31>	1,269 (47)	1,008 <52>	2,725 (100)	1,948 <100>
36	963 (36)	316 <16>	529 (20)	602 <31>	1,218 (45)	998 <52>	2,710 (100)	1,916 <100>
37	811 (31)	317 <17>	649 (25)	573 <30>	1,185 (45)	1,032 <54>	2,644 (100)	1,921 <100>
38	829 (38)	235 <17>	510 (23)	422 <30>	841 (39)	729 <53>	2,181 (100)	1,386 <100>
39	853 (35)	223 <16>	516 (21)	405 <29>	1,076 (44)	766 <55>	2,446 (100)	1,394 <100>

出所：日本は『各年綿糸紡績事情参考書』による。

イギリスは“Annual Statements of the Trade of the United Kingdom”, 1930, 35, 39年各 Vol. III による。

注：1. 染色布は Printed (捺染布), dyed Piece (反染布), of dyed Yarn (糸染布) の合計である。

2. 日本の染色布は『参考書』では「加工布」と標記されている。

商業会議所が日本製染色布の進出にたびたび懸念を表明していたのと符号している。⁽¹⁾三〇、三一年に未晒布と染色布の輸出が減少するが、イギリスほどの減少ではない。そして両者ともに三二年から増加に転じ、大きく輸出を伸ばしていく。晒布の方は三〇、三一年にもむしろ増勢を保ち、三二年以降にはさらに輸出量を増加させていく。その過程で未晒布は四割台から三割台に割合を落とし、晒布は二割台へと比重を増し、染色布は依然として五割近い水準を持続している。その分三〇年代に日本輸出綿布の加工度が進んだことを物語るわけで、縮小した世界市場のなかでイギリス製綿布と日本製綿布の確執がそれだけ厳しくなったことを暗示するものである。

(1) 同右 拙稿「戦前期世界綿布市場……」および A.R.T. for 1927, p. xix, "Monthly Record for Jan. 31st, 1929, p.p. 18-9. を参照された。

そして、三五年に二七億二百万平方ヤードと日本綿布輸出の戦前における最高を記録し、三〇年には未晒布輸出で、三三年には染色布輸出で、三七年には晒布輸出で、三三年には全綿布輸出で日本綿業がランカシャー綿業を凌駕していく。

次に属領別のイギリスの綿布輸出と日本の関わりを見よう(表13の1、2)。イギリス布の輸出先は、二八年を除くと、二〇年代はほぼ五〇%台半ばが属領となっている。それが三一年には属領向けが大幅に減少して属領、外国と相半ばする。しかし、三二年からは属領向けが再び比重を増して、六〇%とこれまで以上に属領に依存する度合いが強くなっている。綿布種類で見ると、未晒布は二〇年代の高い属領市場依存から三一年以降外国市場依存の比重が高くなっている。晒布に関しては三〇年代にこれまでの度合いを大幅に越えて属領市場に依存するようになっていく。染色布は二〇年代はむしろ外国市場の比重が高めに推移したのとは逆に、三〇年代は属領市場に大きく依存するようになっていく。

表-3の1 属領別・種類別イギリス綿布輸出

	未 晒 布		晒 布		染 色 布		合 計	
	属 領	外 国	属 領	外 国	属 領	外 国	属 領	外 国
1913年	1,642	716	1,099	946	1,252	1,420	3,993	3,082
	(70)	(30)	(54)	(46)	(47)	(53)	(56)	(44)
20	628	340	788	627	949	1,104	2,365	2,071
	(65)	(35)	(56)	(44)	(46)	(51)	(53)	(47)
25	773	611	785	705	720	843	2,278	2,157
	(56)	(44)	(53)	(47)	(46)	(51)	(51)	(49)
28	711	373	804	545	688	745	2,204	1,663
	(66)	(34)	(60)	(40)	(48)	(52)	(60)	(40)
29	695	339	739	557	641	702	2,074	1,597
	(67)	(33)	(57)	(43)	(48)	(52)	(56)	(44)
30	348	233	499	377	468	485	1,311	1,095
	(60)	(40)	(57)	(43)	(49)	(51)	(54)	(46)
31	125	177	350	289	388	388	863	853
	(41)	(59)	(55)	(45)	(50)	(50)	(50)	(50)
32	184	182	483	300	591	458	1,258	940
	(50)	(50)	(62)	(38)	(56)	(44)	(57)	(43)
33	185	191	386	268	521	480	1,092	939
	(49)	(51)	(59)	(41)	(52)	(48)	(54)	(46)
34	191	169	413	202	560	455	1,168	826
	(25)	(47)	(67)	(33)	(55)	(45)	(59)	(41)
35	199	130	441	170	602	406	1,242	706
	(60)	(40)	(72)	(28)	(60)	(40)	(64)	(36)
36	172	144	430	172	555	443	1,156	759
	(54)	(46)	(71)	(29)	(56)	(44)	(60)	(40)
37	148	169	397	176	586	446	1,131	790
	(47)	(53)	(69)	(31)	(57)	(43)	(59)	(41)
38	139	96	285	136	448	281	873	513
	(59)	(41)	(68)	(32)	(61)	(39)	(63)	(37)
39	122	100	271	183	441	325	835	559
	(55)	(45)	(67)	(33)	(58)	(42)	(60)	(40)

出所：表-2 に同じ。ただし、1920、25、30、35、39年各 Vol. III による。

注：1913年の単位は million linear yads、以後は million square yards である。

1930年代世界綿布市場における日英綿業の確執

表一3の2 日英綿布輸出英領及外国比較 (million s. yds)

	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年
1. 日 本 全 国	1,419 (100)	1,791 (100)	1,572 (100)	1,414 (100)	2,032 (100)
イギリス領	482 (34)	757 (42)	631 (40)	671 (47)	987 (49)
印 度	358 (25)	581 (32)	404 (26)	404 (29)	645 (32)
自 治 領	24 (2)	29 (2)	39 (2)	61 (4)	74 (4)
他	100 (7)	147 (8)	188 (12)	206 (15)	268 (13)
外 国	936 (66)	1,034 (58)	941 (60)	743 (53)	1,045 (51)
2. 英 国 全 国	3,866 (100)	3,672 (100)	2,407 (100)	1,716 (100)	2,198 (100)
イギリス領	2,204 (57)	2,074 (56)	1,311 (54)	863 (50)	1,258 (57)
印 度	1,542 (40)	1,374 (37)	778 (32)	389 (23)	599 (27)
自 治 領	314 (8)	341 (9)	275 (11)	259 (15)	314 (14)
他	348 (9)	359 (10)	258 (11)	215 (13)	345 (16)
外 国	1,662 (43)	1,598 (44)	1,096 (46)	853 (50)	940 (43)

出所: PEP Industries Group, "Report on the British Cotton Industry", 1934,
p. 34.

こうしたイギリス布の属領市場との関わりに対して日本の場合を見ると、英領東インドへの輸出が急増するといえ、二〇年代は中国、蘭領東インド、エジプト等の英属領以外の外国への輸出がかなりの比重を占めていたのが（二八年で英領が三分の一、外国が三分の二）、二九年以降英属領への輸出割合が急増し、三二年には英属領市場と外国市場が相半ばするようになっている。一九三〇年代初期におけるイギリス帝国領への日本布の進出がそれだけ激しかったことを物語っているといえよう。

二 一九三〇年代初期の動向

（一）一九三〇年

最大のイギリス布市場であるインドでは、イギリスからの独立を求めてガンジー指導下に国民会議派が三月英印円卓会議を拒否して第二次非暴力抵抗運動に入り、イギリス品に対するボイコットを実施する。⁽¹⁾さらに四月にインド綿業保護法を制定して英印特惠を含む保護関税を設定し、イギリス品四%、外国品九%の輸入関税引き揚げを実施する。⁽²⁾日英、日印間における最惠国条款にも拘らず、イギリスに特惠制度が導入されたことは注目される。このインドでのイギリス製繊維品の販売と購入禁止がランカシャー貿易に測りしれない障害となり、それと新関税が一緒になってイギリス貿易の鋭い減少の大きな原因となっている。さらに、インドの生計費を二九年比六%低下させたインドの農産物価格の低下もイギリス布輸入削減の別の理由となっている。⁽³⁾

（1）「英国製品に対するボイコットは白熱的スローガンであり、其他外国製綿布に対するボイコットも猛烈に宣伝された。従而、……就中、綿製品輸入の激減は正に驚異に価する所」と言われる（荻原貞夫稿『甲谷蛇に於る綿布市場』横浜正金銀行頭取席調査課 昭和六年 二六頁）。

(2) A、晒布・染色布でない平織生地で織出無ヘッジングないし九ヤード以上の綿布——(イ)イギリス品従価一五%か一ポンド三・五アンナの高い方、(ロ)外国品従価二〇%か一ポンド三・五アンナの高い方。B、A以外の綿布——(イ)イギリス品従価一五%、(ロ)外国品従価二〇%。

(3) A.R.T. for 1930. p. xvii.

中国では為替の驚くべき落ち込みが貿易を殆ど不可能にした上に、日本の競争が支配的な役割を演じ続けている一方で、中国の工場自体の活動も貿易に影響を及ぼすようになる。⁽¹⁾ 蘭領東インド市場は二大支柱であるゴムと砂糖の低価格によって大きく影響され、イギリスの輸出は満足からほど遠いものであった。これに反して日本の競争があらゆる種類の製品で増加しており、主に低価格が日本の成功を説明しているとされる。⁽²⁾

(1) A.R.T. for 1930. p. xix.

(2) 同右。

エジプト市場に於いても三〇年は失望的な年で、イギリスの活動の最大の縮減は未晒布で起こっている。日本とイタリアがイギリスの対エジプト貿易の卓越性をもぎ取ろうと努力しており、特に、日本は、エジプトの高関税率賦課に続く第Ⅱ四半期にイギリスの輸出が一千一百万ヤードに減少したのに、逆に四百万ヤード増加させている。⁽¹⁾ 日本品は他国品よりも常に一ないし二割がた廉価であるといわれる。⁽²⁾ 英領東アフリカ市場においてはイギリスの捺染品と反染品が主に日本とオランダのために大きな後退を蒙り、両国の競争がイギリスにとって深刻な脅威となっている。⁽³⁾

(1) A.R.T. for 1930. p. xxv.

(2) 『内外綿業年鑑 昭和六年版』二四五頁。

(3) A.R.T. for 1930. p.p. xxviii-ix.

こうした事態についてマンチェスター商業会議所では「一九三〇年代は全ての事業家、特にランカシャーの綿貿易に従事する人たちにとって困難と不安の時代として記憶されないわけにはいかない」⁽¹⁾年と記録される。これに対して日本綿業は三〇年二月一日から第十一次操業短縮（一カ月二昼夜休業、一昼夜十七時間操業を基準とし、さらに二昼夜および一割休業）に入り、さらに十月一日以降一カ月二昼夜休業を追加するなど厳しい対策に迫られるが、日本綿業界全体としては後述の通り、インド、東南アジア、西アフリカ、中南米での需要を予測してイギリスの認識と比べて予想外に楽観的であったといえる。⁽²⁾

(1) Manchester Chamber of Commerce, "The Report of the Board of Directors(以下 R・B・D と略記) for 1930", p. iii.

(2) 「本年（三〇年）度の業界は如何なる状態を辿る可きやに付きては未だ容易に予断を許さないが……綿業界自体としては統制宜しきを得て今後需給の上に甚だしき不均衡を生ずる懸念なき事……が大いなる慰安材料である。海外市場につきては今日の銀貨安並に支那に於ける新国定税率の実施が対支輸出に及ぼす影響相当大なるものある可く又印度の政情が依然不安を示し外国綿糸布排斥運動は猶相当期間継続するものと予想せらるる今日容易に楽観は出来ないが印度産品の不当なる高値にある実状より見て早晚少なくとも日本品に対する需要の喚起を見るに至る可きは想像に難くない。南洋その他の市場維持につきては今日何等の懸念がない寧ろ今後に於いて相当増加の可能性を認むる又欧州諸国西部アフリカ及南中米市場は昭和六年度日本綿糸布進出地域として其の前途を囑望せられて居る。」（『大日本紡績連合会月報（以下、月報と省略）』第四六〇号、五七頁）。

(一) 一九三一年

インドは三月に一率五%の付加税、九月に本税の二五%の付加税と二度にわたって関税を引き揚げ、しかも、⁽¹⁾「特に日本に対抗するものとしてのイギリスへの特惠」⁽²⁾にも拘らず、日本の競争は弱まることも無く、本質的に日本の活力を大きく制限することは無かった。イギリスの金本位制停止（九月）による期待も日本が追随した（二月）ことによって消滅してしまい、結局、競争戦で適当な秩序を確立するためには生産費を削減し、それを競争的水準で維持する努力が必要であるとの感慨がランカシャー綿業界を捉えることになる。⁽³⁾

(1) 三月改訂。A、晒布・反染布でない平織生地で無ヘッジングないし九ヤード以上——(イ)イギリス品従価二〇%か一封度三・五アンナの高い方、(ロ)外国品従価二五%か一封度三・五アンナの高い方。B、A以外の綿布——(イ)イギリス品従価二〇%、(ロ)外国品従価二五%。

九月改訂。上記品A——(イ)イギリス品従価二五%か一封度四・三七五アンナの高い方、(ロ)外国品従価三一・二五%か一封度四・三七五アンナの高い方。上記B品——(イ)イギリス品従価二五%、(ロ)外国品従価三一・二五%。（以上『内外綿業年鑑 昭和七年版』一八七—八頁）。

(2) R.B.D. for 1931. p. vi.

(3) A.R.T. for 1931. p. xv.

中国市場では九月に満州事変が勃発し、日貨排斥運動が展開される。この強力な日本品ボイコットによって、⁽¹⁾ほぼ完全に良好な貿易の実現の見込みを失っていた同市場で、イギリス布輸出の回復が見られるようになる。日本布の最大の輸出市場であった中国への日本布の輸出はこの年大幅に減少し、日貨ボイコットの継続、中国綿業の興隆、中国輸入関税強化などによって、この年以降も日本布の中国本土への輸出は減少を続ける。その分日本

綿業は英領東インド、蘭領東インドへと輸出ドライブを強めていくことになる。⁽²⁾

(1) A.R.T. for 1931. p. xvi. ただし、長期的観点からすると、戦争が貿易を改善するのは疑わしい(同)との認識がマンチェスター商業会議所にはあったことを付記しておくべきであろう。なお、これ以降の日本軍国主義による侵略戦争によって、在華紡はひとまず置くとしても、日本綿業の確立・興隆の市場的基礎であった中国から結局日本綿製品は駆逐されていくことになる。

(2) 『月報』第三八五号 二〇頁。

蘭領東インドのゴム、砂糖、錫、コーヒーの主要生産物の連続した低価格のために、同市場に対するイギリスの貿易は改善されないままの状態が続く。⁽¹⁾ 英領マラヤ市場でも当地の主要輸出品であるゴム、錫、コプラ等の第一次産物価格の続落が同市場の購買力を大きく削減するという経済状態がランカシャーの輸出を妨げる。しかし、同市場の総輸入の収縮にも拘らず、日本は貿易の割合を増加させている。⁽²⁾

(1) A.R.T. for 1931. p. xvi.

(2) 同右

東アフリカ市場では日本からの未晒布の輸入は昨年より減少するが、日本は依然として大量の貿易を保持し続け、当市場は日本の活動の継続によって特徴付けられている。ケニヤとウガンダでは日本からの糸染製品が市場支配力を維持している。⁽¹⁾ エジプト市場では、エジプト棉に対する世界の需要が減少し続け、殆ど収益がなくなるまで価格が低下するが、イギリス、日本、イタリアが占有する貿易の割合は変わらず、特に日本は三〇年に獲得した地盤をそのまま持続する。そして、日本の進出とイギリスの衰退は引き続き「価格」に要約されるとイギリ

ス綿業は結論づける。

(1) A.R.T. for 1931. p. xx.

(2) A.R.T. for 1931. p. xxiv.

トルコでは二月一日付けで「工業原料品及国内に製造されざるものを除き他の一般輸入品は輸入割当を行う」との輸入制限令が公布され、三一年二月分と三二年一―三月分の数字が発表され、以後三カ月毎に輸入許可量が発表されることになる。そして制限量以上のトルコへの輸入はトルコ製品の購入と引き当てに許可するというタカス制度を導入する。⁽¹⁾トルコでいち早く輸入割当制と互惠主義が導入されたことになる。そのために公布以前の日本の大幅な輸出が制限されることになるが、日本は対トルコ綿布輸出の九割をタカス制度に依存しながら、⁽²⁾トルコの綿製品貿易の最大のシェアを手にし、日本布の輸入は総貿易の三分の一に達している。そして、競争は年々鋭くなっており、ここでもこれまでよりもっと低い価格が成功の主な要因となっているとされる。⁽³⁾

(1) 『内外綿業年鑑 昭和八年版』三二二頁。『月報』第三八五号 二二―五頁。

(2) 『内外綿業年鑑 昭和八年版』三二二頁。

(3) A.R.T. for 1931. p. xxiv.

こうした状況下でマンチェスター商業会議所は「一九三一年は戦後史のターニング・ポイントとなるであろう」と断言する。⁽¹⁾この深刻な経済危機の下でイギリスはスターリング・ポンドを金本位制のもとに維持することが困難となり、⁽²⁾ついに三一年九月金本位制から離脱する。これに対して日本綿業は満州事変とも絡まってかつて体験したことのない「最悪な一年」であると深刻な不況を嘆きながらも、輸出総量の著しい減少は無かったと、

三〇年と同様比較的樂觀的であつたといえる。⁽³⁾ もっともその陰では賃金カットや人員削減といった猛烈な合理化が進行していたことを見逃してはならないであろう。しかし、大量の金貨、金地金の正貨流出（二九年末正貨準備一〇億七三百万円が三〇年末八億二六百万円、三一年末四億七千万円に激減）に直面して、日本も三一年一二月に再び金輸出を禁止することになる。なお、満州事変以降、上海事件、本格的日中戦争への突入と繰り返される日本の軍事侵略に対応した排日排日貨運動の中で日本布は中国本土から限りなく駆逐されていく。

(1) "R.B.D. for 1931" p. i.

(2) 同右。p. iii.

(3) 「昭和六年の吾が国経済界は独逸の金融恐慌によって更に拍車を加へられた世界経済恐慌の旋風中に巻き込まれ深刻なる不景気に終始した。殊に綿業界にとりては、満州事件に伴つて起つた支那の未曾有の大排日貨、印度再度の関税増徴英國の金本位停止に伴う磅為替の動揺及其製産品の猛烈なる東洋市場奪回策等に影響せられ、曾て経験せる最悪の一年とも称すべきであつた。然し静かに過去一年の推移を驗するとき、綿糸製産額は前年に比し僅少ながら増加を見、綿布の輸出は叙上の如き原因よりして旧市場に於いて激減せるに不拘、輸出総量に於いては著しき減少もなく、殊に加工品其他の高級品が地域的にも数量的にも増加の傾向にあることは、吾が綿業の技術的進歩と関係業者の新市場開拓に対する撓まざる努力とを物語るものであつて、誠に心強い次第である。」（『月報』第四七一号、一七—八頁）。

以上、一九三〇、三一年の主な市場に関して日英綿業の關係を見たわけであるが、イギリス側の認識を「未晒布部門 Grey Cloth Section」での表明で代表させると、三〇年には、イギリスの輸出の大きな減少はインドのボーコット、中国の内乱と銀下落、オーストラリアの大経済変動、南アメリカの政治的混乱、外国の輸入関税、イギリスの重要な市場で破滅的影響を及ぼした商品価格の低水準等の不利な条件のためであつて、特に競争相手の成功のためだけに起つたものではない、とのむしろ控え目な認識であつた。⁽¹⁾ 三一年になると、輸出市場

における大衆の購買力の削減が過酷な競争を活発にし、低水準の商品価格が現在のイギリス綿業の不況の根本原因であり、日本や他の極東諸国との競争に対応するにはイギリスの生産費を大幅に削減しなければならない。しかし、賃金切り下げ、受け持ち織機台数増加等の合理化や販売組織、商業方法の修正等はイギリスの価格と競争者の価格との差を切り開くには不十分である、と認識されるようになる。

(1) A.R.T. for 1930. p. xliiv.

(2) A.R.T. for 1931. p. xxxv.

(三) 一九三二年

インドでは八月から一八九四年インド関税法に基づいてイギリス製以外の全綿布に対して五〇%の関税増徴がなされる。⁽¹⁾これはインドの国内工業にとって現行保護を無効にする価格で日本がダンピングしているというボンベイとアーメダバードの工場主の申し立てによるものである。こうした事態の原因となった日本の活動の増加と日本の生産物の非常に低い価格は議論の余地がないとされる。⁽²⁾ここに来て日本綿業の脅威はイギリス綿業に対してのみではなく、インドの工場にとっても同様であると認識されることになる。そして、日本の生活水準と労働水準の如何なる大幅な上昇も有りそうにないので、結局イギリスの輸出の見通しは実質的な関税差別の継続以外に無いとされる。⁽³⁾また、イギリスにとって従来困難を蒙ることのなかったセイロンでも、日本がランカシャーの生産コストに比較にならない価格で商品を同市場に氾濫させ、イギリスの貿易シェアは驚くほど低下する。⁽⁴⁾

(1) 一八九四年インド関税法では、インド内地で生産される製品に対する保護を無効にするような価格で輸入される場合にはインド総督は必要な範囲まで関税の引き揚げをなすことができると規定している。これによってイギリス品に対する

関税は据えおきとし、他国の、A、晒布・反染布以外の平織生地綿布で織出無ヘッジングか九ヤード以上の綿布は従価五〇%もしくは一ポンドに付き五・二五アンナが高い方、B、他の綿布は従価五〇%を課す、というものである。〔内外綿業年鑑 昭和七年版〕一八四―八頁。

(2) A.R.T. for 1932. p. xxviii.

(3) A.R.T. for 1932. p. xxix.

(4) 同右。

他方、英領西アフリカでも三二年後半中に非常に短期間の内に日本からの最初の「脅迫的徴候」が深刻な現実となったとされ、⁽¹⁾東アフリカ植民地との綿布貿易で「日本からの脅威的競争」が継続していると報告される。⁽²⁾イギリス帝国内で唯一金本位制を維持している南アフリカ連邦でも、低価格商品での競争の多くは日本から来ており、そこでは関税が従価を基礎としているために、日本品の低価格がイギリスに対する五%特惠関税による利益の享受を不可能にしていると日本布の廉価さが問題とされている。⁽³⁾そしてここではいち早く反通貨切下関税が導入されて日本布の流入をチェックすることになる。⁽⁴⁾エジプトでも削減された購買力と低廉な日本の生産物がイギリスの不利益の最大の原因であり、価格が考慮の中心に置くべき問題であるとされている。もともと、「日本品が販売される全く非経済的価格」は、これらの市場におけるだけではなく、他の重要な市場でもイギリスの繁栄に対する最大の障害になっていることは公知の事実であると認識されているのだ。⁽⁵⁾

(1) A.R.T. for 1932. p. xvi. ただし、英領西アフリカ最大の市場であるナイジェリアの三二年の二月を除く一―九月の綿布輸入高一億三百万平方ヤード中、イギリスが九千四百万平方ヤード、日本が二百万平方ヤードで、実額としては日本本の輸出高は全く問題にならない量である〔内外綿業年鑑 昭和八年版〕三九三―四頁。日本綿業の世界市場における

参入の度合いに対する警戒感がそれだけ強いというべきであろうか。

- (2) A.R.T. for 1932. p. xviii. なお、ケニヤ、ウガンダの総輸入四千四百万平方ヤードのうち日本が六九%を占め、イギリスが三%となっており、タンガニカの輸入についても生地綿布は大部分日本品、晒布はイギリスに代わって日本が首位を占め、捺染布・色綿布では日本が完全に英・印・蘭の諸国を圧したといわれる(『内外綿業年鑑 昭和八年版』三八―二頁)。

- (3) A.R.T. for 1932. p. xxvii.

- (4) 前掲 Hubbard, "Eastern Industrialization...", p. 18.

- (5) A.R.T. for 1932. p. xxiii.

自治領であるオーストラリアでは前年よりもイギリスの貿易は改善され、日本の利害はまだ小さいものの、日本からの競争の増加に関して多くのことが考慮されるべきであると問題が提起される。特に日本からの船積量の拡張は非常に顕著であり、しかも日本品の低価格が市場を混乱させているために、船積以上にイギリスの貿易を傷付けていると報告されている。⁽¹⁾

- (1) A.R.T. for 1932. p. xxvi.

見られるように三二年には世界綿布市場、なかんずくイギリス帝国市場における日本綿業からの競争圧力が強大となり、そのためにイギリス綿業界の危機感は深刻となっている。特に日本布が価格の低さを武器として市場占有率を高めていく速度は量以上に脅威であると感じられている。これに対して、日本綿業界の認識は、あらゆる経済的政治的苦難を克服し、為替低落によって各国の「禁止的高率関税の障壁」を乗り越えて、三二年後半に毎月新記録を作る輸出を達成し、イギリスの輸出量を凌駕するに至ったとしている。⁽¹⁾

(1) 「国内に於ては予期の如きインフレーション政策は行はれず、外にあっては米國財界不況の重圧を受けた爲め、此再禁止景氣は幾何もなく消え去り、再び不況に陥り物価は益々低落した。而して滿州問題は上海事變へと拡大し、之れが爲め國際關係の悪化懸念濃厚となり、是等内外政治、經濟上の動揺より生ぜる一大社会不安は五月頃に至つて遂に其頂点に達した。此の如き情勢裡に在つて我が紡績業も勿論深刻なる苦悩を嘗めたに相違ないが、経営の合理化、能率の増進、新市場開拓に対する当業者の不斷の努力と同心協戮はあらゆる苦難を克服した。而して斎藤非常時内閣のインフレーション政策に伴ひ爲替相場の低落するや、我が輸出綿布は、各地の禁止の高率関稅の障壁をすら乗り越え、昨年(三二年)下半年は各月新記録を作り、數量的には遙かに英國の輸出額を凌駕するに到つた。」(『月報』第三九五号 二頁)。

そのため、マンチェスター商業會議所では三二年にトーマス・バーロー卿を議長とする「日本の競争に関する特別委員会」を發足させて、日本からの競争問題の対策に従事することになる。そして、商業會議所の年次報告中の「理事会報告『The Report of the Board of Directors』に三二年から三四年にかけて「日本の競争 Japanese Competition」と題する一項を設けて、日本の競争について特に報告している。三二年「報告」の内容は要約次のようである。

「イギリス綿業が綿製品の世界の需要に対する供給源として挑戦を受けずにいると期待出来る時代は明らかに過ぎ去つた。日本の効率的で企業心に富んだ綿業が必然的にイギリス綿製品輸出貿易に深刻な問題を創り出したことは明白である。日本が日本の支配下全領域でイギリス品に対して禁止的障壁を課している一方で、日本品はイギリス品と同じ条件で帝國市場に受け入れられているというのは明白な不公正である。イギリスが綿製品貿易の資格を有する世界市場でシェアを公正に確保するためには最大の警戒が必要であり、そのためイギリス政府に包括的な陳情をなした。」(1)

(1) R.B.D. for 1932. pp. vii-ix.

永いことイギリス自由貿易帝国主義の中核的要素を担ってきたイギリス綿業は今や政府の施策を要求する事態にたち至っているというべきであろう。イギリスはこの年の二月に保護関税法を制定して自由貿易主義を抛擲し、七月のオタワ帝国経済会議でイギリス連邦内特惠関税制度を採用してスターリング・ポンドを中核とするブロック経済形成に進んでいくことは周知のことである。

なお、イギリス領ではないが、市場によっては輸入品の価格下落に対応して輸入関税のための課税評価価格を低めに改正する事もなされている。例えば、蘭領東インドでは三二年第一四半期(二―三月)の評価ではキログラム当たり晒布類は旧価格一・四五ないし二・三二ギルダーが一・三五ないし二・二〇ギルダーへ、未晒布類が一・〇〇ないし一・五五ギルダーから〇・八五ないし一・三五ギルダーへと引き下げられる。またシリアでは三二年一―三月の日本産稿三綾(平方メートル当たり一四〇グラム以上一七〇グラム以下)が一キログラム当たり一一〇から七四シリアピアストルへ引き下げられる。⁽¹⁾

(1) 『月報』第三八五号 一二二頁。

三 日英綿布価格差

「輸出産業として綿業は競争世界では生産効率と低価格以外に他の武器を用いることが出来ない⁽¹⁾」といわれる下で、右に紹介したごとく日本布の低価格が大きな脅威とされた。そこで日英綿布の価格差と変動をみよう。既

表-4 外国為替平均相場 (円)

	対米ドル		対英ポンド		対印ルピー
1929年	2.171		10.547		0.791
30	2.026	↓ 〈7〉	9.860	↓	0.734
31	2.046	↓ ↓	9.250	↓ 〈12〉	0.692
32	3.556	↓ 〈-76〉	12.528	↓ 〈-40〉	0.954
33	3.964	↓ 〈-94〉	16.656		1.256
34	3.383		17.059		1.287
35	3.500		17.143	↓ 〈-85〉	1.294
36	3.454		17.143		1.296
37	3.471		17.143		1.299
38	3.509		17.143		1.286
39	3.849		17.077		1.278
40	4.267		16.260		1.220

出所：日本銀行統計局『明治以降本邦主要経済統計』pp. 320-1 表によって計算。

注：対イギリス・ポンドについては1ポンド=20シリング、1シリング=12ペンスで計算してある。

述したようにイギリスの期待に反してイギリス(九月)に次いで日本(二月)も金本位制を離脱している関係上、外国為替の変動から見ることにする(表-4)。金本位制に復帰している間の日本の外国為替は対アメリカドルが七%(三〇年)、対イギリスポンドが一二%(三一年)、対インドルピーが二三%(同年)それぞれ円が高くなっているが、金輸出を再禁止した翌年には対アメリカが三〇年比七六%の円安となり、対イギリス、対インドが三一年比四〇%、三九%の円安に転化する。その後もさらに円安が続き、同じ金本位制を離脱している対ポンドでは三五年の八五%(対ルピーでは三七年の八八%)まで低下し、そのままの水準に留まっている。対ドルではアメリカが金輸出を原則禁止する三三年の九四%まで低下し、やはり対ポンド同様の円安基調となっている。見られるように三〇、三一年

の円高が小幅なのに比べて、その後の円安の幅が二九年の円水準を遙かに越えて異常に大きいことが注目されよう。当然のことながらそれだけ日本布の海外市場での価格競争力が強いことになる。このことは為替ダンピングという批判も根拠が無いわけではないことを示している。

しかし、イングランド銀行のバンクレート(割引率)と日銀の当座貸越率と商業手形割引率を比較すると(表15)、継続した為替引き下げの方策が「貿易不況の時代における最も致命的な武器の一つ」といわれるように、両者とも時代の経過と共に切り下げられているが、概していえばイングランド銀行に対して日銀の方が大分高めに推移しているのも事実である。⁽²⁾「金からの離脱に続く初期の時期に日本の商業に生じた決定的な利益は疑問の余地はない」⁽³⁾であろうけれども、「日本の平価切り下げは純粹に商業目的のためになされたという非難を確証することは困難」⁽⁴⁾であり、日本綿業の競争は「単に通貨操作だけによるものと考えられるべきではなく、日本綿業の効率とマーケティング組織の効率によることも注意されるべきである」⁽⁵⁾という指摘も注意されてよい。

- (1) 前掲 Hubbard, "Eastern Industrialization...", p. 91.
- (2) 経済の軍事化のための資金需要と輸出増進にとっては円安が好都合であるだろうが、原燃料を海外に依存する日本にとっては逆にあまりの円安はかえって工業生産の阻害要因にもなりかねないわけで、円の水準をその中間で折り合わせてあるといった印象をうける。
- (3) 前掲 Hubbard, "Eastern Industrialization...", p. 91.
- (4) 同右 九〇頁。
- (5) 前掲 PEP, "Report on the British Cotton Industry", 1935, p. 41. 拙稿『イギリス綿業報告』をとおして見た…「一五〇、一五九頁参照。

表—5—日英銀行金利比較

イングランド銀行		日 本 銀 行		
改 訂 日	バンク レート %	改 訂 日	商業手形 割引 %	当座貸越 利子 %
1928	4.5	1928	5.48	6.94
1929. 2. 7	5.5			
9. 26	6.5			
10. 31	6			
11. 21	5.5			
12. 12	5			
1930. 2. 6	4.5			
3. 6	4			
3. 20	3.5			
5. 1	3	1930. 10. 7	5.11	6.57
1931. 5. 14	2.5			
7. 23	3.5			
7. 30	4.5	1931. 10. 6	5.84	7.30
9. 21	6	11. 5	6.57	8.03
1932. 2. 18	5			
3. 10	4	1932. 3. 12	5.84	7.30
3. 17	3.5			
4. 21	3			
5. 12	2.5	6. 8	5.11	6.57
6. 30	2	8. 18	4.38	5.84
		1933. 7. 3	3.65	5.11
1939. 8. 23	4	1936. 4. 7	3.29	4.75
9. 27	3	1937. 7. 15	3.29	4.38
10. 25	2	9. 21	3.29	4.02

出所：イングランド銀行は“Statistical Abstract of the United Kingdom” No. 83, p. 25, 日銀は「本邦重要経済統計」p.257.

次に綿布の価格変動を見ることにしよう。まず大阪の未晒布の本船積込渡価格F・O・B(表—6)は掲出した四種類とも金本位制が実施されていた三一年中に低落を続け、さらにその趨勢は三二年に持ち越されている。他国通貨に対して円高となっている金輸出解禁中にも輸出価格引き下げが実現しており、その背後では日本綿業界における人員削減、賃金カット、受け持ち機械台数増加といった厳しい産業合理化が進行していたわけであ

1930年代世界綿布市場における日英綿業の確執

表一6 未晒日本綿布大阪 F.O.B. 平均価格 (アメリカドル/100 s.y.)

	Sheeting		Drill		Jean		Shirting	
	Dragon C		2 Geese		5 Boys		Soldier	
1931年								
I 四半期	(100)	5.92	(100)	6.89	(100)	5.45	(100)	6.43
II "		5.32		6.61		5.25		6.18
III "		4.95		6.25		5.17		5.64
IV "	(74)	4.39	(81)	5.56	(71)	3.85	(80)	5.15
		<100>		<100>		<100>		<100>
1932年								
I 四半期		4.23		4.85		3.68		5.05
II "		3.67		4.32		3.03		4.40
III "	(64)	3.76	(65)	4.45	(57)	3.09	(61)	3.90
		<89>		<80>		<80>		<76>

出所: Manchester Chamber of Commerce. 旧所蔵・資料。

表一7の1 全輸出市場における日本布の価格変動 (アメリカドル/100 s.y.)

		Grey Shirting	Grey Drills	Bleached Shirtings	Printed Jeans	Striped Drills
1931.	1	6.17	10.11	7.25	7.54	7.23
	6	(100) 5.61	(100) 7.51	(100) 6.65	(100) 7.27	(100) 6.87
	11	4.88	6.43	5.75	6.25	6.37
	12	4.17	5.21	4.87	5.52	5.42
		(68) <100>	(52) <100>	(67) <100>	(73) <100>	(75) <100>
1932.	6	3.22	4.14	3.84	4.38	4.19
	9	2.72	3.67	3.03	5.59	3.31
	10	2.77	3.82	3.18	3.64	3.44
		(45) <66>	(38) <73>	(44) <65>	(48) <66>	(48) <63>

出所: Manchester Chamber of Commerce. 旧所蔵・資料。

表一7の2 インド市場における日本布の平均価格 (アメリカドル/100 s.y.)

	Grey Shirtings	Grey Drills	Bleached Shirtings	Printed Jeans	Striped Drills
1931. 1	6.20	9.74	6.75	7.31	7.39
6	5.67	7.07	6.21	7.20	7.77
11	4.74	6.40	5.46	6.13	6.01
12	4.16	5.52	4.58	5.43	5.25
1932. 6	3.20	3.88	3.81	4.39	4.04
9	2.66	3.60	3.01	3.41	3.38

出所: Manchester Chamber of Commerce. 旧所蔵・資料。

表一7の3 蘭領東印度市場における日本綿布平均価格
(アメリカドル/100 s.y.)

	Grey Shirtings	Grey Drills	Bleached Shirtings	Printed Jeans	Striped Drills
1931. 1	5.60	9.44	7.53	7.15	6.82
6	5.45	9.74	7.25	7.06	6.54
11	5.10	6.56	6.39	5.89	6.15
12	4.20	5.19	5.43	4.93	5.28
1932. 6	2.98	4.26	3.90	3.90	4.05
9	2.68	3.70	3.28	3.28	3.76

出所: Manchester Chamber of Commerce. 旧所蔵・資料。

表一7の4 マラヤ市場における日本輸出綿布平均価格
(アメリカドル/100 s.y.)

	Grey Shirtings	Grey Drills	Bleached Shirtings	Printed Jeans	Striped Drills
1931. 1	5.42	10.17	4.89	6.78	5.12
6	5.19	7.07	5.58	6.49	5.37
11	6.15	7.41	5.34	4.41	5.54
12	5.20	5.22	4.60	5.77	5.67
1932. 6	2.78	4.27	3.90	4.52	3.64
9	3.03	3.01	2.64	3.20	2.86

出所: Manchester Chamber of Commerce. 旧所蔵・資料。

①。こうした動きは未晒布に限ったわけではない。全輸出市場における日本布の価格は、未晒布、晒布、捺染物、稿物と種類で若干の違いはあっても、三一年中に二五ないし四八%下落し、さらに三二年にも三〇%以上の下落を続け、三一年初めに比べると一様に半値以下と大きく続落している(表-7の1)。イギリス布との最大の競争市場であるインドと蘭領東インド並びに英領マラヤにおいても同様の価格の動きを示している(表-7の2、3、4)。なお、これらの個別市場での同一商品、同一時期の価格は全輸出市場における価格よりも低めになっているものが多く、さらにこれら市場間においてさえ価格差が存在している。このことは市場によって人為的な価格設定が介在していたかもしれないことを予想させるものである。だが、この値下げでさえも、三二年の対ポンド、ルビー為替が三一年比でまだ四〇%の円安にすぎないことからすると、日本布の価格はさらに下落する要素を有していると言ふべきであろう。事実、例えばインド市場で見られるように、この後も日本布の価格はこれまでの趨勢で下がり続けていく。②。

(1) この期の合理化については、さし当たり拙稿『綿業における技術の変容と開発』国連大学、一九七九年 五〇頁以下、並びに「昭和恐慌期における日本綿糸紡績業の動向」(『専修経済学論集』第一八巻第一号、一九八三年)一三〇頁以下を参照されたい。

(2) 籠谷直人「日印会商(一九三三—三四年)の歴史的意義」(『土地制度史学』第二一七号、一九八七年)二五頁付表を参照されたい。

このような価格の下落は日本布のみに特徴的なことではなく、マンチエスターにおける綿布相場の方も二〇年代から低下を続け、特に三二年にかけて日本と同様大きく下落している(表-8)。ただし、後段との関連で、三五年には三二年水準よりもむしろ高めに転じ、それが維持されているのが注目される。実際、イギリス布の卸売

表一八 インド市場における綿布相場の変遷

種 類	インチ	ヤード	リーフ× ビツク	番手：重さ	1926. 1. 15	1929. 1. 18	1932. 1. 22	1935. 1. 11	1938. 1. 14
Printer	32	116	16×16	32 ^s × 50 ^s	28 ^s 0d	26 ^s 3d	18 ^s 0d	18 ^s 3d	24 ^s 3d
Shirting	36	76	19×19	32 × 40	32 3	28 6	20 0	24 9	25 0
"	38	38	18×16	10 ⁸ / ₁₆ 1 ¹ / ₂	15 9	15 9	11 0	10 9	10 7
"	39	37.5	16×15	8.25 ⁸ / ₁₆ 1 ¹ / ₂	14 6	14 3	10 0	9 7	9 7
Jaconet	42	20	16×14	40 × 50	6 10 ¹ / ₂	7 2	3 4	4 3 ¹ / ₂	4 3
Sheeting	36	40	17×17	12 ⁸ / ₁₆ 1 ¹ / ₂	18 6	18 3	12 9	17 0	16 6
Sateen	31.5	90	19×27	36 × 38	37 9	35 3	25 0	31 6	31 0
"	56	80	19×30	36 × 34	73 0	64 6	47 0	53 9	51 9
Twill	41	68	19×19	36 × 38	27 0	25 6	17 3	21 9	21 3
Drill	29.5	80	—	8オンス	10d	9 ¹ / ₄ d	6 ⁷ / ₁₆ d	7 ¹ / ₈	7 ¹ / ₂ d

出所：Manchester Chamber of Commerce, "Monthly Record of January, 1926, 1928, 1932, 1935, 1937"

注：29.54インチ Drill のみヤード当りで、他は全て Piece 当りの相場。

価格は三二、三三年を底にして、以後は三一年ないしそれ以前の水準に戻っている。⁽¹⁾ インド市場におけるイギリス布価格も三二年頃を境に横這いとなっている。⁽²⁾ このことは価格を武器とした日英綿業の競争ではイギリス布はもはや日本布に対抗出来なくなっていることを物語るものである。

(1) 例えば、三二インチ×四〇ヤード、一二重量ポンドのシーティングの卸価格は、二九年一七・一八シリング、三〇年一四・八二^s、三一年一二・一一^s、三二年一一・六三^s、三三年一一・五五^s、三四年一二・五六^s、三五年一二・九九^s、三六年一一・三五九^s、三七年一六・〇四^s、三八年二四・四二^s ("Statistical Abstract of the United Kingdom" No. 83, p.p. 260-61) と推移している。

1930年代世界綿布市場における日英綿業の確執

表—9 日英輸出綿布価格比較 (アメリカ・ドルper 100s.y)

	未 晒 布		晒 布		染色・捺染布	
	日	英	日	英	日	英
1931. 1	7.15 (100)	7.31 (100)	7.25 (100)	9.17 (100)	8.20 (100)	15.01 (100)
6	6.11	6.96	6.68	7.84	7.77	14.31
11	5.08	5.46	5.78	6.33	5.76	9.79
12	4.31 (60)	4.55 (62)	4.87 (67)	5.65 (62)	6.77 (70)	8.65 (58)
1932. 6	3.45	4.89	3.87	5.80	4.52	9.23
9	2.85	4.51	3.06	5.25	4.02	8.57
10	2.89 (40)	5.01 (69)	3.26 (45)	5.63 (61)	3.96 (61)	8.66 (58)

出所：Manchester Chamber of Commerce, "Japanese Competition—Second meeting of Ad Hoc Committee; Minutes of meeting, 25th January, 1933" 付表。

(2) 前掲 籠谷論文。

三一年から三二年にかけて日英輸出綿布の価格をみたのが表—9である。三一年初頭晒布、染色布に相当の価格差があるが、未晒布には両者の価格差が殆ど無くなっていることがまず注目される。三一年中の価格下落は両者に共通しているが、晒布、染色・捺染布に見られる通りむしろイギリスの下落率のほうが勝っている。これはイギリスが九月に金本位制離脱を先行させたことの反映と思われる。金本位制からの離脱がイギリスの位置を比較的都好都合にし、競争の中のハンディキャップを除去したと指摘されているのはこのことを指すのであろう。しかし、三二年に入ると、イギリスの価格は完全に下げ止まり未晒布はかえって値上がりさえしているのに反して、一二月の金本位制離脱を経た日本布はさらに値下がりし、日英の価格の開きは三一年末の差を遙かに凌ぐものとなっている。この価格の乖離はランカシャー綿業界の希望を打ち砕くには十分すぎるほどであったのである。

表—100の1 インド市場における日英布価格比較

	日 本		イギリス	差
	田	本		
Printed Sarries 39" (1932. 11)	3d ¹ / ₂	4d ¹ / ₅	(per yd)	15%
1/Colour Discharge Prints 26" (1932. 9)	2d	3d ¹ / ₂	(")	43
Printed Cambrics 38" 17 ¹ / ₂ yds (1932. 11. Rangoon)	5d9	8d10	(per piece)	35
Printed Shirtings 28" 24yds (1932. 10. Rangoon)	3d5 ¹ / ₄	7d9	(")	56
Printed Cambrics 31" 26 ¹ / ₂ yds (1932. 10. Rangoon)	4d9 ¹ / ₂	10d	(")	52
Printed Solid Grd. Scfs 39" 5 ³ / ₄ yds (1932. 6. Calcutta)	3d3 ³ / ₈	3d7 ³ / ₈	(per yd)	13
Printed 7/colour Warp Satins 29" 40yds (1932. 8. Calcutta)	2d ²⁹ / ₃₂	2d ¹ / ₂	(")	—
Dyed Warp Satin 28" 30yds (1932. 12. Calcutta)	2d3 ¹ / ₁₆	4d3 ¹ / ₁₆	(")	48
Printed Jeans 28" (1932. 3. Madras)	3d3 ¹ / ₄	4d ²⁵ / ₃₂	(")	22
2/colour Printed Blouse Shirtings 29 ¹ / ₂ " (1932. 7. Karachi)	1d7 ⁷ / ₈	4d	(")	53
Printed Stripe and Check Poplins 27" (1932. 11. Karachi)	2d3 ¹ / ₄	5d		45

出所: Mancheste Chamber of Commerce. 旧所蔵・資料

う。既に紹介したように、マンチェスター商業会議所をして「イギリスの金本位制の停止から生じた如何なる希望も日本が真似をした一二月一四日に消滅した」と慨嘆せしめることになるのである。⁽²⁾

(一) A.R.T. for 1931. p. xxii.

(二) 同右 p. xv.

表—10の1、2、3はそれぞれインド、シンガポール、オーストラリアの三市場における日英の各種綿布の価格を見たものである。表に示してあるように時期は三二年中のものである。インドについては捺染物が中心になっ

表1002 シンガポールにおける日英布価格比較

		Reed×Pick	糸番手	日	英	差
White Shirting	39"40yds (1932. 11)	96×108	50×50	12d 10	16d 10 (per piese)	28%
"	38"40yds (")	74× 78	30×30	10d 6	15d 3 (")	35
"	32"42yds (")	76× 70	24×24	11d 8	14d 8 ³ / ₄ (")	25
Grey Sheeting	36 ¹ / ₂ "40yds(")	57× 50		7d 9 ³ / ₄	10d 2 ¹ / ₄ (")	27
Grey Shirting	37"38 ¹ / ₂ yds(")	52× 40		4d 10 ³ / ₄	5d 6 ¹ / ₂ (")	16
Black and White Poplins	27" (1932. 4)			3d ¹ / ₄	4d ¹ / ₄ (per yd)	24
Coloured Woven Striped Poplins	27" (")			3d ¹ / ₂	5d (")	30
Fast Colour Printed Cambric	36" (")			4d ¹ / ₂	8d ¹ / ₂ (")	47

出所: Manchester Chamber of Commerce 旧所蔵・資料

ているが、製品によってばらつきはあるものの、経糸七色先染捺染サテンを除いて日本布が廉価となっており、中でも捺染シャーティングで五六%、捺染カンブリックスで五二%、経糸先染サテンで四八%、二色捺染ブラウス用シャーティングで五三%、捺染チェックポプリンで四五%と半値前後の価格差がついているものもある。シンガポールでは未晒布で二〇%前後、晒布で三〇%前後の価格差となっており、色あせしにくい不変色捺染カンブリックスでは五割近い差となっている。オーストラリアの例では縞ドリルのような生地は勿論のこと、綿クレープや染色レースなどの加工品でも同様の価格差となっている。イギリス布の最も価格の低い時点でのこの彼我の価格差の持つ意味は大きい。しかもこれらの資料から判断すると、生地綿布におけるよりも加工綿布の方が差が大きくなっている。日本布は加工度の高い製品ほど価格競争力が大きいことを意味しており、日本綿業が世界

表—1003 オーストラリア市場における日英布価格比較

		Reed×Pick	糸番手	日本	イギリス	差
Grey Cabot	36" 40yds(1932. 12)	44×46	12.5×14	9d 3	14d ³ / ₄ (per piece)	34%
Dyed Filette	29" 120yds(1932. 11)	44×44	20×16	3d ¹ / ₄	4d ⁷ / ₁₆ (per yd)	27
Striped Drill	26" 80yds(1932. 7)	72×48	20×16	2d	4d ³ / ₄ (")	54
Cotton Crepe	30" (1932. 3)	48×34	30×20	2d ¹³ / ₃₂	5d ⁵ / ₁₆ (")	55
Printed F'ette	28" (1932. 3)	44×42	18×10	3d ¹ / ₂	6d ³ / ₅ (")	45
Coloured Woven Cotton	27" (")			3d	4d ⁹ / ₁₆ (")	34
Cotton Print	28" (")	96×53	28×40	3d	5d (")	40
Cotton Print	28" (")	130×59	36×40	3d ³ / ₄	5d ³ / ₄ (")	35
Coloured Woven Cotton	26" (")			2d ³ / ₄	4s ¹⁵ / ₁₅ (")	35

出所: Manchester Chamber of Commerce 旧所蔵・資料

綿布市場に参入していった二〇年代当初は未晒生地を主力にしていたわけであるが、今ではむしろ捺染布、反染布、糸染布等の加工綿布へ、そしてさらに晒布へと主力を移していきつつあることの証左となる⁽²⁾。

- (1) 美濃口時次郎「日本綿布進出の経済的及び社会的背景(中)」(『社会政策時報』昭和二〇年一〇月号 所収)四三頁。
 (2) 前掲表—2を参照。

最後に価格の基礎をなす生産コストを日本とランカシャーの特定銘柄について紡績工程から織布工程までの全工程を含めて示す(表—11)。本表は一九三一年時点のものであるが、見られる通り既に四銘柄ともランカシャー側が対日比で二〇%以上高値になっている。この差の決定的な原因は労務費にあることは言を要しない。単純な

表一 日本・ランカシャー綿布コスト比較 (1931年) (ペンス, %) (a)

	ドラゴン標		兵士標		双鷺鳥標		竹虎標	
	英	日	英	日	英	日	英	日
原 綿(b)	63.5	55	63.5	66	72.0	53	72.0	64
労 務(c)	27.9	24	9.9	10	35.2	26	14.4	13
他	25.0	21	22.5	24	29.2	21	26.7	23
計	116.4	100	95.9	100	136.4	100	113.1	100
対 日 比%	121.4	—	—	—	120.6	—	—	—

出所: PEP Industries Group, "Report on the British Cotton Industry", 1933, p. 63

注 (a) 日本のコストは1円=24ペンスで換算してある。

(b) フラゴンCと双鷺鳥標の原綿は Fine Bengal で、価格1ポンド当り4.40ペンス、18%損耗、6%再利用。兵士標と竹虎標の原綿は Pass American で、価格1ポンド当り0.63ペンス、15%の損耗、6%再利用。

(c) ランカシャーの労務コストは6台織機師のもので、他に含まれている糊付、織布運搬などの労務コストは除外してある。日本の労務コストは織布に至る工程を含み、1931年にのみ妥当する。

為替換算によるものであるが、日本の労務費は実額でも構成比でもランカシャーの半分以下でしかない。三三年時点の紡績工程における労務費の調査によると、一〇〇〇スピンドル当たり労働者の賃率は日本二一シリング九ペンス、インド一〇シリング三ペンス、イギリス二ポンド九ペンスとなっていて日本はインドよりも高いが、生産性を加味した場合、日本を一〇〇とした指数ではインド二六〇、イギリス二三八となり、日本がインドよりも低く、イギリスは日本の二・四倍という勘定になる。⁽¹⁾ 綿布価格差の基底には高くなったとはいえ依然として日本の低賃金が規定要因としてあることは覆い難い。日本の繊維女子労働者の賃率はイギリスの六分の一で(イギリス三一シリング九ペンス対日本四シリング一〇ペンス)、イギリス綿業の若年見習工の賃率にむしろ近いとされる。⁽²⁾

表一12 大阪・リヴァプール原綿価格比較 (アメリカ・セント/重量ポンド)

	米棉ミドリリング		印棉ベンガル	
	大 阪	リヴァプール	大 阪	リヴァプール
1931年				
I 四半期	11.96	11.76	8.31	7.91
II 四半期	10.94	10.62	8.03	7.29
III 四半期	9.00	8.63	7.26	6.46
IV 四半期	8.00	7.55	7.57	6.37
1932年				
I 四半期	8.52	8.11	7.47	7.10
II 四半期	6.99	6.97	5.82	5.73
III 四半期	8.21	7.95	6.94	6.53

出所: Manchester Chamber of Commerce, "Japanese Competition—Second meeting of Ad Hoc Committee; Minutes of meeting 25th January, 1933" 付表。

注: リヴァプールの印棉ベンガルは "Fine Bengel"

(1) 前掲 PFP, "Report on the British Cotton Industry", p. 80. 抽稿『イギリス綿業報告』をとおして見た……」一七八—九頁。

(2) 前掲 Hubbard, "Eastern Industrialization...", p.113.

表では原棉費が日英とも同額となっている。しかし、日本は直買いなどで安価に原棉を入手していると言われるが、表一12によると米棉ミドリリングと印棉ベンガル両方共にリヴァプール価格よりも大阪価格のほうが僅かながら高めになっている。数字は恐慌以来の原棉価格の続落を示しているが、前述の金本位制離脱後の日本綿布価格の低さと関連させて、日本綿業は金本位制中に購入した安価な原棉を消費しているのも一要因であろうと見られがちである。⁽¹⁾けれども、三一年秋以降に輸入された原棉はそれほど多いわけでは無いので、有利であった程度は一般の想像ほど大きくは無いと言われている。⁽²⁾むしろ三二年になっても金本位を離脱した両国における原棉価格が低水準に留まっていることの方が注目される。既に良質原棉であるエジプト棉の場合で紹介したように、生産費をも償えないといった程

の原棉価格の低落が続いていたと見るべきであろう。

(1) 同右 九一頁。

(2) 前掲 美濃口「日本綿布進出の経済的及び社会的背景(中)」四〇頁。

四 一九三三—四年の事態の推移

(一) 一九三三年

イギリスの最大市場であるインドへの日本布の進入は続き、三二年の関税増加でさえ日本布の価格がさらに低下したために日本の進出を殆ど止めることはできていない。⁽¹⁾「多くの前線で強化された日本の競争が引き起こす広範な混乱を早期に解決するために何が必要かを明白に示している」⁽²⁾という認識の下に、四月八日インド政庁が「産業保護法」案をインド立法議会に上程したのと踵を接して、イギリス政府は四月一〇日に最惠国条款を有する一九〇四年の日印通商条約廃棄を日本政府に通告する。この一日後の一日に三三年初頭に組織されたイギリス綿業連盟は各地有力当業者を網羅する大会をマンチェスターで開き、「我最大市場たる印度の重税賦課は我一大痛苦とする処なり加之日本製品の我属領国進出は打撃を更に大ならしめたり、日本の競争は今や世界市場を脅かし、其製品はランカシャー現在の給料並就業時間制度にては夢想だに許さざるが如き安価にて市場に横溢しつつあり、日本近時円価の下落は競争力を更に強めたり」として、「(一)ランカシャー失業者救済並印度住民の利益の見地より、印度の綿製品関税を引下しむること、(二)英国属領にて我綿製品が競争に堪へ得る程度迄、対外国製品課税率を引揚しむること」⁽³⁾との緊急決議を採択する。そして、「インド産業ノ利益ヲ保障スルニ必要ナリト認メラルル程度ノ関税ヲ賦課スルコトヲ得」との規定を持つ上記「産業保護法(ダンピング防止法)」⁽⁴⁾を四月一五

日に上院を通過させる。この法律から二カ月後の六月六日インド政府は、関税率計算基礎を従来の対円為替一〇〇円＝一〇六ルピーから八三ルピーに引き下げて、⁽⁵⁾対イギリス布については二五％ないし一封度四・三七五アンナに据置いたまま、(イ)平織生地綿布で織出しヘッジング無しないし九ヤード以上の外国品は従価七五％ないし一封度六・七五アンナの高い方、(ロ)その他の外国綿布は従価七五％、という新関税率を発表する。同時にイギリス商務相ランシマンは松平駐英大使に日本綿製品販売に関して当業者会議による協定を提唱し、日本政府も五月二十四日同意の旨回答する。

(1) A.R.T. for 1933. p. xxix.

(2) 同右 p. xxxi.

(3) 『月報』第四九〇号 三五頁。

(4) この「一九三三年インド産業保護法」の大意は以下のようである。「外国商品が印度ニ於テ印度産業の存立ヲ危クスルガ如キ異常ニ低廉ナル価格ヲ以テ売却サレ又ハ輸入サルル場合総督ハ必要ト認ムル調査ノ後官報告示ヲ以テ当該印度産業ノ利益ヲ保障スルニ必要ナリト認メラルル程度ノ関税ヲ賦課スルコトヲ得。有効期間ハ一九三五年三月一日迄トス」『月報』第三九八号 一三頁。

(5) インド商務省は改正について次のような説明をしている。「昨年八月引上事情を説明し調査会は円為替一〇六を引上げの基礎とせしに其後円価は八三に下落せるも即時税金変更は貿易を阻害するを懸念し一方内地市価の回復、円為替下落による日本の工費上騰を期待し引上げの挙に出でざりしも円為替は八三見当に落付き居るにも拘はらず日本品は更に税率の引上げを必要とする価格にて多量輸入せられたるに付き今回引上げたるなり。尚政府は日印貿易の円満解決を期する為何時にても折衝する意向を有する。」『月報』第四八九号 六五頁。

このイギリスとインドの処置に接した日本側は、外務省が「インドのごときはわが国輸出品に禁止的関税を附

加するに至った。帝国政府の関する限りもとより英国とはその伝統的親善関係を保持したき意向なるところを英国側において積極的かつ全国的に経済戦争を挑発し、これがためわが方の国民的感情を刺激したために両国の国民的衝突を来たすも右責任は英国側の節度なき挑発行為に帰すべきものと断ずるはかはない⁽¹⁾との非公式声明を発表する。続いて大日本紡績連合会は六月一三日印棉買入停止に関する連合協議会を開き、「七割五分は英国綿布に対する二割五分に比し三倍と云う驚くべき差別関税であり又本邦綿布に対する純然たる輸入禁止税である」⁽²⁾との声明を発表し、印度棉花買入停止実行決議を行う。

(1) 同右 六六頁。

(2) 「一、連合各社は六月一三日以降棉花の新規買入を停止す。二、連合各社は六月一六日迄に六月一三日現在に於ける印度棉花同上買付契約未引取高を各積月及契約先別に連合会に届出づべし。」(同右 一一二頁)。

アフリカとの貿易でもイギリス綿業にとって日本の競争問題は懸念に満ちた年であり続ける。ロンドン、リヴァプール、マンチェスターの三商業会議所の委員会は対応策をイギリス政府に働きかけ、その結果、インドの場合に続いて、五月一六日のイギリス下院におけるランシマン商相の最恵国規定を有する日英通商航海条約と一九二五年の補足協定を一二カ月の猶予付きで英領西アフリカ(ナイジェリア、ガンビア、ゴールドコースト、シエラレオーネ)に適用するのを停止するとの公式通牒を日本政府に送るというイギリス政府の声明を引き出す⁽³⁾。これによって一年後には英領西アフリカ植民地での日本布に対する差別関税が避けられない事態となる。また、シエラレオーネ関税局は一九二四年の商標法条項を強化し、そのために、八月一日から英語で書かれた説明書の付いた外国起原の商品は「商品自体とその商品が一緒に輸入される他の商品の両方に『外国製 Foreign Made』、『日本製

「Made in Japan」のようない印のある免許状を付すことを義務づけられる外、長さ重量も厳密さを要求されることになる。⁽³⁾これも日本布に対する規制と理解される。⁽⁴⁾他方、東アフリカ市場についても同市場と交易するイギリスの貿易商人は日本からの深刻な競争によって事業を困難にする多くの問題に直面しており、特にイギリス染色布と染色布の輸出シェアを極度に喪失するに至る。⁽⁵⁾ここでも六月二六日に新聞税率が公布され、生地綿布一方ヤード当たり九セントまたは従価二〇%、加工綿布同一〇セントまたは従価二〇%とされる。ただし、イギリス布に対する特惠税率は無い。⁽⁶⁾

- (1) A.R.T. for 1933. p. xiii.
- (2) 『月報』第四八九号 六九頁。
- (3) A.R.T. for 1933. p. xiv. なお、『内外綿業年鑑 昭和八年版』によればこの規則はシェラレオーネばかりでなく英領西アフリカ全体におけるものようである。その内容は、イ・長さ幅はメートルかヤードにて正確に各匹に明記すること、ロ・捺印箇所を除いた長さは違法で布全体の端から端までを長さとする、ハ・現品の正確な正味目方を仕切書に表示すること、ニ・原産地名は英語で Made in Japan または仏語で Fabrique au Japon と記載すること、等となっている(三九六頁)。
- (4) この新規制を大日本紡績連合会は次のように受けとめている。「今回西アフリカに限り特に仕立を異にするが如きは大量生産の容易に為し難きところなるのみならず商品自体に融通性を失ふこととなり不便誠に尠少なからず今回の西アフリカ輸入規制に於て同地輸入業者の意思に反し僅かの伸縮に対して迄過酷なる罰則を設け却而短尺ものに寛なるは全く本邦品の輸入を阻止制限せんとするものなりと推断せらるる次第……」(『月報』第四九四号 二頁)。
- (5) A.R.T. for 1933. p. xv.
- (6) 『月報』第四九〇号 六一頁。

本年の南アフリカへのランカシャーからの綿布の船積量は前年よりかなり改善されてきている。⁽¹⁾当南アフリカ

では現行の商標に関する法規の適用に関する従来の取扱いを変更して嚴重にし、一月一日以降違反した商品は没収し徴収した輸入税は払い戻しはしないと税務総監から發布される。⁽²⁾

(1) A.R.T. for 1933. p. xxi.

(2) 『月報』第四九六号 五八頁。「(1)商品の虚偽標記、(2)商標不正使用、(3)登録商標類似商標使用又は、(4)南阿に於て商標登録局に登録の事実無きに不拘商標に Registered なる文字を使用する等此等商品の輸入近來続出するに鑑み従来の取扱即ち不正なる部分の削除又は除去をなさしめたる上輸入を許可し來たる方針に変更を加ふることとし十一月一日以降現行商標に関する諸法規に違反せる輸入品は之を没収することに決定せり。……輸入税は合法に輸入せらるると不法に輸入せらるるとに不拘凡ての輸入品に賦課せらるるものなるを以て一旦徴収したる輸入税は之が払戻をなさず。」

同じ自治領であるオーストラリアはイギリス綿業にとってインドに次ぐ第二の市場であるが、日本からの輸入ははるかに小さいものではあっても、やはり日本の競争が絶えず増大しつつあり、三三年の線上で日本の進出が続けばイギリス第二の市場ではなくなり、日本の競争の歩調が速まればランカシャーがインドで経験したことの繰返しを見ることになる懸念される。そこでマンチェスター商業会議所はオーストラリア関税(産業保護)法(通貨を切り下げた国の商品がイギリスの不利益となるような不公正な競争となるときにはその商品にダンピング特惠税を課すと規定)の適用を示唆するようになる。⁽¹⁾

(1) A.R.T. for 1933. p. xxi.

ところが逆に、当市場では五月六日から、特殊品とはいえ、例えば羊毛を含まないドレイパリーとネイパリーの特恵税率従価三割から二・五割へ、一般税率従価五割から四・五割へ引き下げ、木綿ハンカチの特恵税率従価三・五割から三割へ、一般税率従価五・五割から五割へ引き下げられるといった独自の動きを示している。⁽¹⁾ こう

したオーストラリアでの動向を意識してか、マンチエスター商業会議所は「オーストラリア関税（工業保護）法」第九條はイギリスの不利益となるような不正な競争となる通貨切り下げを行った諸国の商品に対して課されるべきダンピング特惠税を規定している。現在の日本からの綿製品輸入はこの処置が規定された際に考慮された類の事態を提供しているようである」⁽²⁾と不満を述べ、反ダンピング税の設定を暗に要求している。

(1) 『月報』第四八九号 六五頁。

(2) A.R.T. for 1933. p. xxi.

英領マレー連邦でも六月一日から関税改正を実施し、外国品従価二〇%、イギリス品従価一〇%となつていたのを外国品従価二〇%または毎ヤード五セント、イギリス品従価一〇%または毎ヤード二・五セントとする。この改正で、高価なイギリス品は従来通り従価一〇%の適用を受けるに止まるのに、日本布は全部一律ヤード当たり五セントを課せられ、極上品は三〇%、中級品は三〇―四〇%、量としては最大の下級品は七〇―八〇%を課せられることになる。⁽¹⁾

(1) 『月報』第四九〇号 六一頁。

以上はイギリス領に關してであるが、エジプト市場ではイギリスのシェアは絶えず減少していくのに、逆に日本のシェアは絶えず増加し、しかも、日本の増加率はイギリスの減少率よりもはるかに高い。そのために「イギリスの貿易は消滅しつつあり、日本は優位をしめしはじめてゐる」といわれる。イギリス布はこの日本の冷酷な競争の上にエジプト綿業（紡機八万錠、織機二千台）による現地生産による影響も受けている。日本品はかつては

主に低級な重量物に限定されていたが、今ではランカシャーの特殊な勢力範囲にあった高級な製品分野にも拡大してきている。エジプトの日本品輸入業者は非常に小さな利益しか得ていないが、消費者は当然に最大の有利さで購入することになると指摘される。また、五月一日のエジプト政府による関税増加にも拘らず、日本の競争者にとっては障壁とはならなかったとされる。こうした事態に対して、マンチェスター商業会議所は、エジプトの最大の輸出品である原棉の最大の購入者はイギリスであり、イギリスはエジプトの輸出貿易の大動脈であるのだから、エジプトが返礼するのでなければエジプトの原棉を購入し続けるわけにはいかないと脅迫的感情を吐露するまでになる。⁽²⁾

- (1) エジプト政府は自国綿業保護のために五月一日に関税三割増徴を発表し、即日実施する。その内容は一〇〇平方メートルにつき八段階の重量別に生地綿布一キログラム当たり二五ないし四二、晒布三二ないし七〇、反・糸染布四〇ないし一〇五、捺染布四一ないし一六〇各ミリエームを課すというものである。その外に港税として本税の一〇%、付加税従価一%が追加される(『内外綿業年鑑 昭和八年版』三七六―九頁)。
- (2) 以上 A.R.T. for 1933, p. xxiii.

以上に見られるような事実を裏付けるようにマンチェスター商業会議所理事会の一九三三年の「日本の競争」に関する報告は以下のような切羽詰まった結論を出している。⁽¹⁾

「日本の競争はイギリス綿工業がかつて直面した最も重大な問題である。理事会はそれが両国に作り出した困難が相互の同意で解決出来ると期待している。理事会は日本のなした進歩とそれを可能にした努力と効率を認識しているが、他方、日本が世界市場に侵入した速度と日本品が販売される価格は西洋諸国の生活条件と水準の安定にとって脅威となっている。現在のような状態が続く限り相互の同意による問題の解決の唯一の地盤

は日本が輸出数量の制限をなし、西洋の価格とものと調和する価格をもたらす処置を採用する意思である。もし、日本がそうした処置を提起しなかったり処置が不適切ならば、関税か輸入割当か輸入禁止かによる保護のどれかの選択が残るだけである。根本的困難はなによりも速度の問題である。もし日本国民が、世界貿易の既定の水路にあまりにも性急に進入するよりも、他国に不可能な事態を創り出さないような秩序ある進歩が将来の安定的で永続的な繁栄を打ち立てるだろうと認識すれば、その最終的結果は世界の経済力を強化し、諸国民の平和的進歩に寄与する一つの解決となるであろう。」

(一) R.B.D. for 1933. p.p. vi-viii.

ここには日本綿業によって既得権益を奪われたイギリス綿業の焦り、日本布進出の速度に対する脅威と日本綿業が世界の綿貿易の秩序を乱しているとの認識が表白されている。こうしたマンチェスター商業会議所の主張の背後にはイギリス綿業関係者（生産・輸出各業者、国会議員）の運動がある。例えば、三三年六月二八日に先のイギリス綿業連盟は、

「(1) 英国植民地及自治領に於て英国品が、外国競争に堪へ得るが如く、関税その他の改正を行ふこと、之が為には関係条約及国際協定の廢棄若は修正を行ふ必要があるべし。(2) 英国品に対する印度関税を歳入税率程度迄引下しむること、之に依り英国品と外国同種品との課税率差等に依る特惠を確立すべし。(3) 円価暴落の對抗上附加、若は反乱売税を即時実施すべし。(4) 英帝国内各国間では輸出入国相互共栄の見地より、相互的通商保全の方法を講ずべし、猶英帝国内の海運は運賃率の保證に依り、英帝国の船舶に限定すべし。」⁽¹⁾

との覚書をランカシャー地方選出の国会議員に送付して運動を継続展開する。さらに、十一月一五日にはロンドン綿織物取引所においてランカシャー選出下院議員数名とロンドン実業家が出席するイギリス綿業連盟の集會が

開かれ、日本との通商妥協を見出すのは至難であり、関税もしくは割当等の強行手段を取らなければ日本は一步も譲歩しないことは明かなので、生産費の差額に相当する輸入税を課すべしとの日貨排斥決議を採択してイギリス政府に圧力をかける。⁽²⁾

(1) 『月報』第四九二号 四一―二頁。

(2) 「倫敦商業並輸出業者より成る本会は、日本の低賃金標準之に加ふるに、為替安並政府補助等の有利条件に對し、到底競争に堪へ得ざるべきを信ず。仍て政府に於てオッタワ協定の主義に基づき英、仏及英帝國産業保護の趣旨を徹底せしめ、各自賃金標準を基礎とし、同標準上にあるものに対しては、無税輸入を許すと同時に、内外生産費を異にする場合は、其差額に相当する輸入税を課する方法を実現せられんことを切望す。」(『月報』第四九六号 四六頁)。

これに對して、この年の日本綿業界は、多事多難ではあったが、「鞏固なる團結的統制により此の重圧に堪えたるのみならず、活路打開に對する真劍必死なる努力により着々新市場開拓に成功し、是等への輸出増加は、支那印度等の旧市場に於て失へる処を完全にカバーし、旺盛なる内地需要と相俟って、毎月記録的増産を示せる綿糸をすら消化し、好況裡に八年度を終わるを得た」⁽¹⁾とランカシャーとは対照的に輸出の伸張を評価する。そして、日英、日印、英印の綿業当事者三者による三協商會議が同時に開催される運びになったことは周知のことであるが、九月二三日からシムラで日印協商が開始されるものの、日英会商の方は日本側代表のイギリスとの協議の権限無しとの態度によって結局日印会商終了を待ってからということになる。⁽²⁾

(1) 『月報』第四九六号 一七―八頁。

(2) R.B.D. for 1933. p. vii. なお、日印会商については、関税研究所『シムラ会商』および『日印会商の成果』、『日印貿易參考資料』、『印度特派員往復電報寫』、日英会商については、関税研究所『日英民間会商』、日本經濟連名會調查課『最近日本及英帝國經濟關係ノ經過』、大日本紡績連合會『日英通商關係參考資料』、日本紡績協會調查部『一九三四年日

英会商議事録（訳文）』等が便利である。しかし、本稿では出先領事官や出先機関の報告を逐一掲載している『月報』に依拠した。

なお、この年の九月二日に蘭領東インドでは「或種ノ貨物又ハ或部類ノ貨物ノ合計価格、又ハ合計数量或ハ合計重量ヲ将来各場合ニ付定ムヘキ合計価格数量又ハ重量ヲ超過シタル場合ハ政府命令ヲ以テ当該貨物ノ蘭領印度関税区域ヘノ輸入ノ一時的禁止ヲナスコトヲ得ヘシ」と規定した一九三三年非常時輸入制限令を公布するに至る。⁽¹⁾

(1) 『内外綿業年鑑 昭和二二年版』五六七—七〇頁。

(二) 一九三四年

(1) まずインドについて見ると、「無遠慮に申上げますと今回の日印会商の成果に対しましては実は吾々は不満足であり、甚だしく失望して居るのであります⁽¹⁾」との紡連会長阿部房次郎の日本側代表帰国歓迎会席上での挨拶からも伺うことが出来るように、先の日印シムラ協商が日本綿業界の不滿の下に一月五日妥結成立する。これにより一月八日を以てインドの綿布輸入関税が生地綿布従価五〇%または一封度五・二五アンナと一九三二年八月の水準に引き下げられ、日本側の印棉不買も同時に撤廃され、新しい日印通商条約と付属議定書が七月二日ロンドンで松平大使、サイモン英外相、ポーア印度相の署名によって成立する。そして、日本からの綿布輸出数量は、印棉百万俵購入と交換に三億二五〇〇百万ヤードを基準割当量とし、印棉購入量が五千ないし一万俵の減少毎に二百万ヤードを減じ、逆に五千ないし一万俵の増加毎に一五〇万ヤードだけ増加させ、都合年間最高四

億ヤードを越えない範囲に割当られることになる。このため一九三四年一月八日から三月三十一日までの日本綿布輸入許可量が約七千八百万ヤード、織布年度の四月一日から三五年三月三十一日までが四億ヤードとなっている。その上、綿布を無地生地、縁付生地、晒布、色綿布（捺染、反染、糸染）の四種類に分類し、それぞれ四五%、一三%、八%、三四%と個別割当がなされる。⁽²⁾結局、この割当によりインドへの日本布輸出が高々七五%の関税時の三三年水準に止められることになり、さらに、晒布への割当が小さく制限されたことは晒布輸出に有力なランカシャー綿業にとって好都合なものとなっていると言えるであろう。しかし、マンチェスター商業会議所の「貿易部報告」は、日本布の洪水阻止の歓迎と印棉購入奨励の継続を指摘しながらも、「インドに対する日本の綿布輸出の制限がランカシャー製品のかんりの拡大をもたらすであろうと期待した人たちは失望させられた。日印協定は施行されて数カ月が経っているが、イギリスからの輸入量は三三年の数字を大きく越えるものではなく、三年の貿易以下に落ち込んでいる。このことはインドの工場が日本に対する規制から大きく裨益していると想定されねばならない。」⁽³⁾と報告せざるを得なかった。

(1) 『月報』第四九七号 四頁。

(2) 『内外綿業年鑑 昭和九年版』五二四―三五頁。ただし、この四種類の綿布間で一ないし二割の範囲内での相互移譲が認められている。

(3) A.R.T. for 1934. p. xxxi.

このインドとの新しい貿易条約の締結に対応して、日本は国内の綿布輸出割当を調整するために商工省の主導の下に対印綿織物輸出統制要綱を作成し、商工省、外務省、府庁、大日本紡績連合会、日本綿織物工業組合連合

会（綿工業）、日本棉花同業会、輸出綿糸布同業会から成る対印輸出綿織物協議会を設立して、輸出数量割当方法と輸出統制手数料等を決定する一方、対印綿織物直輸出商によって構成される対印綿織物輸出組合を組織してインドへの輸出統制を具体的に実施することになる。⁽¹⁾

(1) 『月報』第四九九号 一―八頁。輸出数量割当は一九三三年六月に終わる一カ年の数量を基準とし、八割を過去の直輸出商に割当て、残りの二割を新規取引商に振り当てることとされる。また、統制手数料は一ヤードに付き生地、縁付生地は一厘、晒布、その他は二厘（ただし一―九月だけ一厘五毛）とされる。

(2) 日印会商の終了後、ランシマン英商相の来訪を前にして、一月二三日マンチェスターのフリートレード・ホールで七名の下院議員の主催する演説会が開かれ、「政府が日本の競争問題に関し迅速且有効の措置に出でざりしを遺憾とし政府に対し要求す」として、以下の決議を採択する。⁽¹⁾

「(1)最惠国条項を含む一切の日英間の通商条約を廃棄し国内市場保護の為一層強硬な手段をとること。(2)属領植民地をして同様の措置に出でしむる様努力すること。(3)外国との通商条約の交渉に当たりては必ず英国の産業に対し適当の特恵を認めしむること。(4)以下の立法をなすこと、イ、古機械輸取出締、ロ、英国工場に於ける外国学生の取締、ハ、英国産品の意匠侵害取締。」

(1) 『月報』第四九九号 五八―九頁、七四。

こうした情勢の中で二月一四日から綿業当業者による日英協商がロンドンで開始され、同会商は三月一四日に打ち切られるまで六次にわたって協議される。イギリス側の主張が、(1)世界綿業市場の安定を確立するために審

議範圍を全世界市場に及ぼすこと、(2)イギリス本国と直轄植民地における輸出統制は日英協議の審議を持つ必要はない、というのに対して、日本側の主張は、(1)関税自主権を有する第三国市場について日英両国が左右出来ないで、第三国を日英協定に含めるのは不合理、不可能であること、(2)イギリス自治領は関税自主権を有するの⁽¹⁾で日英間で協定することは出来ない、というものであった。この意見の対立は妥協点を見出せないまま、日英協商は結局決裂してしまふ。こうした協商の内容に関して、日本側の日英会商連合特別委員会は「イギリス側の主張は第三国を協定範圍内に包含すること並に日本品に対してのみ輸出統制をなしイギリス側に対しては何等制限を設けざるものにして、その不当不公平なることは勿論、毫も強調的精神の認むべきものなきを遺憾とす」⁽²⁾との決議を行う。これに対してマンチェスター商業會議所は「日本の代表団はイギリスにとって満足できる案を提示する意図を決して持たず、政治的にしろ経済的にしろ日本との一層の討議によって何らかの有益な目的が叶えられるとは期待出来ない」⁽³⁾と結論づけている。ここに日英両綿業当事者の対立の深さを読みとることが出来る⁽⁴⁾。

(1) 『月報』第四九八号 七四一八頁。

(2) 同右 七八頁。日本の日英会商連合特別委員会は大日本紡績連合会、輸出綿糸布同業会、日本綿織物工業組合連合会、日本人絹織物輸出組合連合会、人絹織物通商対策委員会の五団体から成っている。

(3) R.B.D. for 1934. p. ix.

(4) 「会商続行は冗な努力であるが、決裂の責任を回避するために、イギリス側の中止の提案あるまで代表引き上げを避けるように」と代表団に打電している事実は日本側の外交姿勢を物語るものとして興味深い(『月報』第四九八号七八頁)。

三月一四日日英綿業協議会が打ち切られた二日後の一六日、日本政府は輸出入禁止制限撤廃条約の義務離脱と関税休戦決議からの脱退を宣言し国際事務総長に正式通告する(一七日)。輸出入禁止制限撤廃条約は、(1)締約国

間では原則として輸出入の禁止制限をしないこと、(2)締約国は法令、手続き、条件などで禁止を変装したり専断な制限を設けないこと、(3)例外として非常かつ変則の場合、国の緊切な利益保護のために輸出入の禁止制限をなし得ること、という内容を主に規定し、一九二七年にジュネーブで署名され、一九三〇年一月一日から実施されたものである。また、関税休戦決議は国際貨幣経済会議が終了するまで参加国は国際通商を阻害するような新たな措置を取らないことを約したもので、一九三三年五月一二日に決議されたものである。⁽¹⁾もともと、この義務離脱と決議脱退は日本が最後であつて、これまで既にイギリス、アメリカ、ノルウェー、デンマークが義務離脱を宣言し、オランダも三四年六月を以て離脱する旨を通告していたものであり、他方、決議脱退の方も、三三年七月二七日にロンドン国際経済会議が失敗、無期休会となるに及んで、アイルランド、オランダ、スイス、スエーデン、イギリス、ニュージールランド、インド、南アフリカ、中国が脱退し、フランス、イタリア、デンマーク、アイスランドは留保を追加したために決議は事実上機能しなくなっていたものである。⁽²⁾ここにきて世界貿易を秩序づける手段はなくなり、世界市場シェアを巡る争奪戦は何等の歯止めもなくなったと言えるであらう。

(1) 外務省編『日本外交年表並主要文書 一八四〇—一九四五』下 一九六六年 原書房 二八一—二頁。

(2) 同右。

そして、日本との最恵国条約廃棄、日英通商条約廃棄、クオータ制実施、従量税・為替ダンピング税導入、帝国内域内の一致行動の強行といった緊急手段を要請するランカシャーを中心としたイギリスの世論の昂りを背景に、五月七日ランシマン商相が日本綿布への関税増徴と植民地における輸入割当制実施を声明し、即日実施する。⁽¹⁾これによって、前述のようにインドでは一月から実施されていた輸入割当 Textile Quotas が五月七日から

イギリス帝国植民地の可能なすべての市場で制定され、七月の半までに必要な法律が殆どのイギリス植民地で通過したと言われる。⁽³⁾ この割当制は通商条約上、日本だけに適用されたわけではないが、日本をターゲットにしていることは明白であり、西アフリカ植民地(ナイジェリア、ゴールド・コースト、ガンビア、シエラ・レオネ)では先に最惠国協定が廃棄されていたために、割当制は日本の織布のみに適用されることになる。⁽⁴⁾

(1) 「このランシマンの宣言によって日英間の商戦はいよいよ公然となった」といった表現が用いられている(『月報』第五〇一号 五六頁)。

(2) R.B.D. for 1934, p. viii.

(3) 前掲 Hubbard, "Eastern Industrialization...", p. 19. なお、七月一四日の下院における植民相の答弁によると、割当制を実施している植民地はバハマ諸島、バルバドス、英領ギアナ、キプロス、フィジ、ナイジェリア、ガンビア、ゴールド・コースト、ジャマイカ、マレイ州、マルタ、モリシヤス、セント・ルシア、セント・ビンセント、サイシェラス、シエラ・レオネ、ソマリーランド、海峡植民地、トリニダードとなっている(『月報』第五〇三号 四五頁)。アフリカの大市場である東アフリカ(ウガンダ、タンガニカ、ケニヤ、ニヤサランド、ザンジバル、北部ローデシアの一部)は戦前のベルリン協定によるコンゴ盆地条約 Congo Basin Treaty で門戸開放地域とされているために割当制は導入されなかった(前掲 Hubbard p. 19)。さらに、エジプトと共同主権の下にある上に通商条約で禁止されているスーダン、貨物集散港である香港は割当適用を除外され、元来イギリスの政策に追従しないセイロン、国際連盟の委任統治地域であるパレスチナ、カメルーン、トーゴランド、タンガニカは割当制を導入するのが困難と見られている(『月報』第五〇一号 五五頁)。南アフリカ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダの自治領ではさし当たり割当制を採用していない。

(4) 同右。

「一般的な帝国経済政策に特殊な形態を展開させる重要な決断がなされたようである。」その帝国経済政策は

「互恵主義」という一語に要約される。「全植民地市場はその経済的福利を大きくは日本にではなくイギリスに主に依拠しているので、植民地の経済的強化を可能とする自立的役割を演じる政策を母国が採用することは領域住民の利害の内にある。それ故に割当政策はランカシャーの利害におけると同様に植民地においても十分に正当化されたのだ⁽¹⁾」。このように割当制の導入についてマンチェスター商業会議所は本国にも植民地にも裨益する互恵主義の採用であると評価する。優勢な生産力を背景に最恵国待遇という形で自由貿易競争を推進してきたイギリスはここに至って自由貿易を放擲してスターリング・ポンド・ブロック内では特惠と互恵主義を、ブロック外に対しては割当制と互恵原則を政策とするに至ったことになる。他方、これに対して「或ハ高率ナル関税ヲ課シ、或ハ輸入ヲ制限スル等ノ方法ニ依リ外国品ノ輸入ヲ抑止セントスル傾向強ク、殊ニ我国ノ輸出貿易ニ対シ障壁ヲ築カントスルモノカ漸ク多キヲ加ヘントスル様ナ情勢ニ在ルノテ、各国ノ措置如何ニ依リテハ之ニ対応シテ貿易ヲ調節シ、以テ国際収支ノ均衡ヲ図リ、又ハ通商を擁護スル為臨機応変ノ措置ヲ執ルノ必要アルコトヲ慮リ⁽²⁾」として、「貿易調節及通商擁護ニ関スル法律」(いわゆる通商擁護法)を四月七日に制定して、日本も互恵主義を採用する。

(1) R.B.D. for 1934. p.p. vii-ix.

(2) 前掲『日本外交年表並主要文書 一八四〇—一九四五』下 二八三頁。

割当が適用される方法の細部は国によって異なっているが、割当量は一九二七年から三一年までの時期の全輸入量を基礎として設定されており、そのため大抵の場合日本の実際の船積量は一九三二、三三年より遙かに低くなったといわれる⁽²⁾。数例を見ると、三四年日本織布輸入量はジャマイカ(綿、人絹、交織を包含)では三三年の九・八百万ヤードの四%弱に低下し、マレーでは綿サロン五七〇万箇が五万箇(一箇ニヤードの割合)へと全滅に近

くなつたと言われる。⁽²⁾ キプロスでは全織布で三五万ヤード弱が割当てられ、マルタではイタリアの八〇万ヤードに対して日本は五万ヤードを割当てられたにすぎない。⁽³⁾ そこで、このイギリス政府の政策の完全な効果は三四年にはあまり感じられなかったが、それは多くの市場で日本品が大量に注文されて倉庫に蓄えられていたためであつて、三四年末の数カ月にはランカシャーの輸出貿易に割当政策による利益が与えられており、三五年には効果はもっと顕著であらうとの希望が語られる。⁽⁴⁾ しかし、イギリスの新聞論調は、日本は日印協商で二億ヤードの輸出制限に同意したが、今回の「日本はクオータに依り失う所一億碼に過ぎず、且日本の失う所必ずしもランカシアの得る所に非ず」と悲觀的見通しを述べている。⁽⁵⁾

(1) 前掲 Hubbard, "Eastern Industrialization...", p. 19-20.

(2) 『月報』第五〇二号 五〇一頁。

(3) 同右 五九頁。

(4) R.B.D. for 1934. p. viii.

(5) 『月報』第五〇一号 五四頁。實際、イギリス商務省発表によると、イギリスの植民地、保護領、委任統治地域が日本から輸入した数量は三二年二億五百万ヤード、三三年二億九百万ヤードであるのに対して、一九二七—三一年の五年平均は一億一八百万ヤードである(『内外綿業年鑑 昭和十年版』五四—五頁)。

(3) 日英綿業会商が難航している最中に蘭領東インドでは一九三三年非常時輸入制限令に基づき一九三四年緊急織物輸入制限令(サロン制限令)を二月一日に公布し(第一次、翌日から三カ月にわたる綿サロンと特殊縞晒布類の輸入を一九三〇年に輸入した数量の範囲内で輸入業者に比例按分して輸入を認めるという綿布輸入制限を実施し、⁽¹⁾さらに十一月三日までの六カ月間引き続き制限を更新する(第二次)。⁽²⁾そして、国別割当はインチ間糸数一三〇本以下綿サロン(六万コージ)および人絹・絹サロンの自由割当量を全部占めたにしても日本への割当量

は一九三三年の平均六カ月の三〇％にしかすぎず、これに対してオランダの割当量は三三年の平均六カ月間の三五倍に相当することになる。⁽³⁾さらに、三月一日から二月三十一日までの一〇カ月間にわたる一九三四年非常時晒織物輸入政府令を發して制限幅を拡大する（第一次）。その内容は、カンブリックス七千五百万ヤード（内オランダへの割当六一％）、カンブリックス・シャータイング二万ヤード（八〇％）、シャータイングおよびロング・クロス二千九百万ヤード（四三％）、ドリリング四・五百万ヤード（二四％）、ジーンズ及びトイル八百万ヤード（五％）、サテン・フランネル・他晒綿布三百万ヤード（二七％）となっており、全体でオランダへの割当は全体の五〇％に達している。⁽⁴⁾以後これらの制限令は逐次更新されていく。

（１）『月報』第四九八号 六五—六頁。

（２）『月報』第五〇一号 六二—四頁。輸入許可料金は第一次制限令では保税倉庫価格の二％に相当する金額と定められ、第二次制限令ではサロン類一〇〇コージ当たり七盾五〇仙、ファンシー糸特殊縞綿布一〇〇ヤード当たり一五仙、色縞縞織物一〇〇ヤード当たり七仙となっている。

（３）同右。

（４）『内外綿業年鑑 昭和十年版』五七—一七頁。

表—13は一九三〇年代初期の蘭領東インドにおけるサロンとその他の綿布輸入を日本、イギリス、オランダ三国で比較したものである。サロンを除く全綿布で日本が早くに同市場を支配し、サロンでも三二年に一挙に輸入の半数以上に達して市場を支配するにいたっている。特に本国オランダが支配していたサロン市場が日本によって圧倒されたことが注目される。それが先の輸入制限を結果したということであろう。そして、この場合にもバタビアにおいて日本政府とオランダ政府による日蘭会商が六月八日から開始される。交渉の進展を見ないまま、⁽¹⁾

1930年代世界綿布市場における日英綿業の確執

表-13 蘭領東印度市場における綿布輸入

	全種類 (Sarongs を除く) 100万ヤード				Sarongs (1000 Corges)			
	計	英	蘭	日	計	英	蘭	日
1928	627.4	170.0	160.4	193.3	507.2	87.9	201.5	1.1
29	632.1	143.3	160.4	230.0	573.7	92.4	240.4	1.8
30	520.6	89.0	131.8	222.8	448.0	69.7	190.1	7.7
31	477.6	46.3	108.6	258.4	360.1	15.5	151.6	33.1
32	558.5	50.6	78.4	371.0	630.0	12.4	65.2	351.9
1933. 1-9	407.1	16.2	19.8	334.4	547.2	1.0	16.0	481.9

出所：Manchester Chamber of Commerce 旧所蔵資料。

注：1 Corge=20 pieces.

蘭印政府による日本陶磁器への輸入制限令発布（七月二五日、八月三日停止）、日本側の対蘭印綿織物輸出組合未成立を口実とした蘭領東インド向け未晒金巾の受け渡し、積み出し中止決議（八月二三日、二月三十一日解除）、第三次サロン輸入制限令公布（二月二日から一カ月）などの応酬の後、日蘭会商はコミユニケを発表することなく二月二一日打ち切りとなる。

（1）両者の交渉で最も難関だったのは砂糖の再輸出問題であった。砂糖買付け量を日本側は三カ年五〇万トン、蘭領インド側は九〇万トンまで歩み寄り出来たのであるが、再輸出について日本側が無制限輸出を主張したのに、蘭領インド側は一カ年一〇万トンの再輸出を固守して譲らなかったと言われる（『内外綿業年鑑 昭和十年版』五六一頁）。日蘭会商については、大日本紡績連合会『日蘭会商の経過』および『日蘭会商問題参考資料』、関税研究所『日蘭政府会商』等が便利である。

（2）『月報』第五〇四号 二頁。第五〇八号 二頁。念のために言えば、対蘭印綿織物輸出組合は九月一九日付で商工省より設立認可されている（『月報』第五〇五号 四五頁）。

（4）その他の市場に関して見ると、中南米は、日英両国と最恵国協定を有しているのがアルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、イギリスと最恵国協定を有するが日本とは無いのがボリビア、ヴェネズ

エラ、コスタリカ、ガテマラ、ニカラグア、パナマ、サルヴァドル、ハイチ、日本と最恵国協定を有するがイギリスとは無いのがエクアドル、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、キューバ、メキシコ、両国とも最恵国協定を持たないのがホンジュラス、セント・ドミンゴ、となっていて、必ずしもイギリスの影響力が支配的とは言えない⁽¹⁾。その中南米でも日本の競争はこの年の重要な特徴となっており、特に為替規制の無い国やイギリスが最恵国待遇を有しない国々ではそうであった。なかでも日本からの綿布が増加している国としてチリ、ペルー、コロンビア、ヴェネズエラ、ウルグアイ等があげられる。これらの市場では日本からの輸入品もイギリスからの輸入品も何の規制もなく自由な率で支払われねばならなかったからである。以上のように中南米に関してもマンチエスター商業会議所は嘆くことになる⁽²⁾。しかし、中南米諸国にも輸出するばかりでその見返りに何も買わないかそれに近い国との貿易に大きな割合を置くことは満足出来ないという感情が増加してきて、同年中に、ブラジルとウルグアイ両国間に日本品ダンピング防止協定（八月二十九日）が成立し、ペルー（一〇月五日）とコロンビア（一〇月三〇日）は修好通商航海条約廃棄を通告し、それぞれ日本との最恵国協定を破棄し、サルヴァドルは日本からの輸入品に禁止関税を課すといった動きが出てくる⁽³⁾。

(1) A.R.T. for 1934. p. xviii.

(2) 同右。

(3) 同右。

(4) 同右及び前掲『日本外交年表並主要文書 一八四〇—一九四五』下 八四—五頁。

その他、南アフリカではヤード当たり一シリング三ペンスを越えない綿布輸入は八五%がイギリスからのもの

である一方で、エジプトでは、大量の原棉をイギリスが吸収しているにも拘らず、依然として日本が綿布貿易を支配継続し、⁽²⁾イラクでは低廉な日本布の存在がイギリス繊維品の減退に最も深刻な影響を与えている。蘭領東インドにおいてはランカシャー綿品は非常に限られた市場しか見出しているにすぎず、⁽³⁾中国では *A more peaceful China, but alas less trading activity* ！ という状態で、事態の改善の見通しは難しい。⁽⁴⁾セイロンは島の産業の繁栄をイギリス市場に依存しているにも拘らず、代わりに何も有形なものを提供せず、イギリス帝国経済統一原則に反していると非難されている。⁽⁵⁾

(1) A.R.T. for 1934, p. xxii.

(2) 同右 p. xxiii.

(3) 同右 p. xxiv.

(4) 同右 p. xxxiv.

(5) 同右 p. xxxiii.

なお、前述のようにタカス制度に則って日本との貿易を維持してきたトルコは三三年九月にタカス制度を廃止し、⁽¹⁾国別の輸入割当を発表する。割当額以上の対トルコ輸出が不可能となったために、その後日土求償協定会議が開かれ、三四年十二月二日に日土貿易暫定協定が正式調印され、三五年一月一日から実施される。これによって綿製品のみではないが一千万円相当のバーター貿易が行われることになる。⁽²⁾イランでもソ連品四五%、日本品四五%の市場シェアのところに割当制を導入して、一〇月から六〇%をソ連に割当て残り四〇%を政府買い上げとし、その内の二〇%をイラン物産購入を条件に日本に割当することを決定する。⁽³⁾

(1) この割当による日本からの輸出は一割を出ないと言われる(『内外綿業年鑑 昭和八年版』三三二頁)。

表-14 仕向地別日英綿布輸出比較 (million square yards)

	1928年		29年		30年		31年		32年		33年		34年		年	
	日	英	日	英	日	英	日	英	日	英	日	英	日	英	日	英
中国	585	153	587	156	482	42	277	42	291	73	291	34	313	15	288	8
香港	69	33	85	39	106	19	36	39	23	53	29	19	36	5	49	6
インド	358	1,542	581	1,374	404	778	404	390	546	599	452	486	411	583	556	543
セイロン	—	26	—	32	—	20	—	18	—	17	—	10	41	12	5	29
海峽植民地	16	60	29	79	45	28	41	19	82	36	96	24	91	26	45	26
關領東インド	173	143	193	120	183	70	207	39	352	44	423	21	441	15	370	10
ヒリピン	31	13	27	10	35	7	33	4	21	5	35	3	63	4	87	3
タヤ	6	23	18	27	16	11	6	8	24	9	40	7	61	4	70	3
トルコ	15	55	11	53	20	30	25	36	42	26	11	35	8	14	19	15
アメリカ	1	39	1	34	0	20	0	11	2	11	7	12	17	11	43	10
チリ	4	28	4	50	6	32	2	8	1	3	7	8	32	19	24	17
アルゼンチン	9	149	18	144	7	120	11	93	22	116	35	146	66	161	69	134
ウルグアイ	0	20	0	18	0	18	0	12	0	11	3	15	10	15	5	11
エジプト	78	129	107	152	109	118	104	71	195	82	210	64	234	44	143	36
南アフリカ連邦	10	64	14	67	24	53	39	51	36	47	26	114	16	112	26	119
オーストラリア	12	143	14	170	14	129	21	122	36	167	55	146	75	142	87	118
他	1,419	3,867	1,791	3,672	1,752	2,407	1,414	1,716	2,032	2,197	2,093	2,031	2,577	1,994	2,725	1,948
計	1,419	3,867	1,791	3,672	1,752	2,407	1,414	1,716	2,032	2,197	2,093	2,031	2,577	1,994	2,725	1,948

出所：日本は『綿糸、新續事情参考書』各年次版によせ。

イギリスは“Annual Statements of the Trade of the United Kingdom”, 1930, 1935, 各 Vol. IIIによる。

(2) 『内外綿業年鑑 昭和一〇年版』三九五—六頁。

(3) 『月報』第五〇五号 一頁。

本章を閉じるに当たり一九三五年までの未晒布、晒布、加工布（捺染、糸染、反染）を合わせた日英輸出を一部仕向先別にみたのが表—14である。三年に日本の輸出量がイギリスのそれを凌駕し、中国、香港、蘭領東インド、フィリピンでは既に一九二〇年代末にイギリスを凌駕していることは既に触れた通りである。それに続いて、海峡植民地では三〇年に、エジプトでは三一年に、タイでは三二年に日本布がイギリス布を凌駕している。インドでも、イギリス品ポイコット運動とからまったにしろ、一時的に三一年にイギリス布を追い越しているのが注目されるし、三年に七五％という禁止的関税が導入される事態を同表の数字から読みとることができる。また、三四年には既にイギリス帝国経済統一に順応しなかったセイロンは日本布の支配するところとなり、さらに、アメリカや南米のチリでも日本布がイギリス布を凌駕するに至っている。ただし、自治領の南アフリカ連邦やオーストラリアでは依然としてイギリス布が支配的であり、特にオタワ帝国経済会議後、南アフリカ連邦においてイギリス布がむしろ大幅な伸張を示している。なお、歴史的に日本綿業の確立・興隆の市場的基礎を為してきた中国に対する日本布の輸出の顕著な減少に注意されたい。問題はその内容である。例えば三四年の対中輸出高が三億一三百万平方ヤードとなつてはいるが、その内訳は満州向け一億七千万平方ヤード（五四％）、関東州八千四百万平方ヤード（二七％）、中国本土五千九百万平方ヤード（一九％）で、中国本土はフィリピン市場にも劣る有り様である。この意味することは三二年の対中国輸出二億九一百万ヤードのうち満州が三％、関東州三一％、中国本土六七％という配分になっている事実と比較すると明白である。日本の中国向け輸出の殆どは

実は日本の軍事的影響下にある満州と関東州向けになっており、たとえ在華紡の存在があったにしろ、満州事変以来日本布は日々中国本土から駆逐されてきている事実を確認しておくことは無意味なことではないであろう。

さらに付け加えれば、上記の満州、関東州、中国本土は日本の統計では後には円ブロック圏として一括掲示されるようになるが、綿製品輸出市場に関する限り、その規模は到底イギリス属領とは比較にならないほど矮少である。

五 一九三五年以降の事態の推移

まず初めに表―14の続表に当たる表―15を示す。本表はヨーロッパ諸国に関しては計上していないが、表―14では掲示出来なかった多くの市場の状況を見るためのものである。確認出来ることは、三五年が日本布輸出高の最高年で以後漸減傾向にあるということ、イギリス布輸出も停滞ないしは減少していること、三六年にヴェネズエラで、三七年にアルゼンチンとウルグアイといった南米で日本布がイギリス布を凌駕していること、依然として南アフリカ、オーストラリア、ニュージーランド（それに計上していないがカナダ）の自治領と西アフリカ植民地ではイギリス布が市場を支配していること、キューバ、ニカラグア、コロンビアといったイギリス領でない一部中南米諸国で日本布は殆ど市場を失っていること、そして小規模市場をも含めた多くの市場で日本布がイギリス布を凌駕するに至っていること、等であろう。「日本は、生産コストをこれまで知られたことのない水準にまで引き下げることによって、地球のあらゆる地域に貿易活動を拡大し、過去に西洋の輸出諸国が大事に育んできた禁猟地であった市場に侵入しふんどってしまった⁽¹⁾」とされる所以である。こうしたことを確認して三五年以降の状況を見ることにしよう。

1930年代世界綿布市場における日英綿業の確執

表-15 仕向地別日英綿布輸出比較 (million square yards)

	1935年		1936年		1937年		1938年		1939年	
	日	英	日	英	日	英	日	英	日	英
中 国	288	8	388	5	375	4	304	2	46	2
香 港	49	6	85	3	40	3	23	7	57	4
英領東インド	556	543	480	416	331	323	470	273	476	197
ビ ル マ	—	—	—	—	—	33	33	19	41	18
セ イ ロ ン	5	29	9	32	11	28	19	18	25	16
海 峡 植 民 地	45	26	48	30	52	47	26	35	29	26
蘭領東インド	370	10	352	27	434	60	206	27	369	38
フィリピン	87	3	44	3	54	3	33	3	37	2
タ イ	70	3	72	2	71	1	80	3	83	2
イ ラ ン	41	6	8	13	9	4	17	2	81	2
イ ラ ク	67	9	45	5	57	9	54	7	92	4
シ リ ア	51	6	66	5	49	4	56	4	69	4
ア デ ン	60	4	59	4	55	4	41	3	63	2
ト ル コ	19	15	27	12	14	15	13	13	6	7
ア メ リ カ	43	10	73	13	124	13	16	9	72	12
キ ュ ー バ	10	9	1	12	0	17	0	6	0	3
ホンジュラス	5	2	13	1	11	1	7	0	18	1
ニカラグア	4	3	2	3	2	2	1	2	0	2
ハ イ チ	15	3	9	8	8	11	2	6	5	4
コスタリカ	4	1	7	1	8	1	7	1	7	1
ペ ル ー	10	7	7	11	5	6	5	6	7	4
チ リ ー	27	17	33	13	36	10	21	7	52	5
アルゼンチン	103	134	83	116	131	127	66	98	18	123
ウルグアイ	5	11	11	11	21	10	10	7	11	10
ヴェネズエラ	10	24	27	23	21	23	12	15	21	19
コロンビア	22	40	0	61	0	63	0	29	0	38
エクアドル	13	3	6	2	9	2	2	0	14	0
エジプト	164	36	106	64	50	52	21	39	37	34
英領スーダン	65	3	63	3	77	2	79	2	60	2
仏領ソマリ コースト	16	1	15	0	3	0	2	0	1	0
英領 東アフリカ	83	8	100	6	103	5	85	5	94	3
南アフリカ 連邦	26	119	30	122	33	134	26	111	44	130

	1935年		1936年		1937年		1983年		1939年	
	日	英	日	英	日	英	日	英	日	英
英領西アフリカ	8	146	6	178	10	160	6	64	7	72
オーストラリア	87	118	70	124	53	152	64	146	74	143
ニュージーランド	5	36	12	35	11	36	10	27	12	36
他 共 計	2,725	1,948	2,710	1,917	2,644	1,921	2,181	1,386	2,446	1,393

出所：日本は『内外綿業年鑑』昭和12, 13, 15年各版, 付表。

イギリスは "Annual Statements of the Trade of the United Kingdom", 1939, Vol. III.

注：①ビルマは1937年インドから分離される。

②英領東アフリカの数字——日本はケニヤ, ウガンダ, タンガニカのもの, イギリスは Tanganyka Territory と Kenya のもの,

③英領西アフリカの数字——日本はナイジェリアとゴールド・コーストのもの, イギリスも Gold Coast と Nigeria に限定した。

(1) 前掲 Hubbard, "Eastern Industrialization...", p. 6.

(1) まず、日本からの綿布輸出が貿易表に載らないほど小さく、英米製品が市場支配力を有し、従来日本側の圧倒的な入超となっているカナダとの間に一九三五年報復関税問題が発生する。もともとカナダは一九〇七年から英帝国特惠、中間、一般の三段階税率を適用して日本品は中間税率の適用を受けていた。⁽²⁾それが三二年のオタワ協定によって日本品は事実上一般税率と変わらない税率を適用され、その上、為替低落国からの商品に最高従価五割の附加税を賦課するという三一年一〇月に設定された為替ダンピング税に基づき、一〇〇円当たり四九ドル八五セントを公定為替換算率として、現実為替相場の差額を日本品に課税する処置がとられる。これに対して一九三五年三月日本政府は為替補償と公定為替相場の撤廃をカナダ政府に申し入れるが、カナダ側は公定価格設定は国内産業保護のためであり、公定為替相場と為替ダンピング税は日本のみに適用しているわけではないとして、日本側の申し入れを拒絶する。このため七月二〇日日本はカナダに対して通商擁護法を発動しカナダ

からの輸入重要品に輸入税五〇%増徴を実施する。これに対してカナダは日本品に対し現行税の他に従価三三%
三分の一の附加税増徴を実施する。以来両国間で三五年秋から交渉が開始され、日加貿易調整方法について妥協
が成立して、一月二六日に日加通商に関する協定公文が交換され、対カナダ報復関税が廃止されると共に、カ
ナダに輸入される日本品の課税標準価格は原則現実為替相場によることとされ、公定価格によるダンピング防止
税は殆ど廃止されて、三六年一月一日から実施される。⁽³⁾

(1) 例えば、一九三五—六年のカナダの綿布輸入は七万八千キントルで、内イギリスが六七%、アメリカが二五%、日本
が〇・三%となつてゐる (Manchester Chamber of Commerce: Joint Committee of Cotton Trade Organizations, "Cotton
Trade Statistics", p. 20)。

(2) 三三年オタワ協定によると三断税はつぎのようになっている。

英帝国特惠税率		中間税率		一般税率	
未晒布	従価一七%か一封度二セント	二〇%か三・五セント	二五%か四セント		
晒布	従価二〇%か一封度二c	二二・五%か三・五c	二七・五%か四c		
染色布	従価二二・五%か一封度二c	二七・五%か三・五c	三二・五%か四c		
(3) 以上は、前掲『日本外交年表並主要文書』八八—九四頁、『内外綿業年鑑』昭和一〇年版 五〇—二六頁、昭和一一 年版 五四—一四頁による。					

(2) 今や日本にとって一大市場となったエジプトが、日埃貿易の均衡とエジプト国内工業の保護を理由とし
て、三五年七月一八日突如として最惠国待遇を補償した日埃通商暫定取決 (三〇年三月一九日締結) の廃棄を通告
してくる (最終失効一月一八日)。続いてエジプトは勅令によって日本製綿糸布と人絹布に対して従価四割の為替
補償税賦課を決定し、九月一九日の官報号外で公表すると共に即日実施する。⁽¹⁾ マンチェスター商業会議所によつ

てこの日本の競争問題に対処するためにエジプト政府によって取られた平価切下追加税の賦課は「日本の切り下げられた平価の効果をスターリング水準に等しくするために」なされたものであると評価される。⁽²⁾ 当附加税の導入はイギリスに派遣されたエジプト経済使節団が七月一七日に発表した報告書に基づいてなされたものである。

報告書の内容は (i) 割当制 (総輸入綿布の内イギリスに五三%、日本に一九%) の採用は価格騰貴をもたらしてエジプトの消費者のためにならない、(ii) 幼稚産業を保護育成するのはエジプト政府の義務であり、イギリス側も賛意を示している、(iii) 為替低落国に対する附加税の採用は公平な相殺の役割をなし、国内織物を保護し、ランカシャー製品にエジプトにおける地盤強化の機会を与え、英埃両国の利害が一致する、という点を骨子としている。⁽³⁾

(1) 『月報』第五一七号 四〇頁。

(2) A.R.T. for 1935. p. xxvi.

(3) 『月報』第五一五号 二二—三頁。

日埃貿易協会が七月二六日エジプト政府の反省を求め、両国間の親善関係維持のために善処するよう日本政府に求める決議をなし、日本経済連盟と日本商工会議所会頭が連名で新条約締結の為に尽力するようカイロとアレキサンドリア両商業会議所会頭宛に打電するなど (七月三〇日)、この新たな事態に対して働きかけをなす。⁽¹⁾ また、両国の交渉に際して、関係九団体⁽²⁾ は「日埃両国産業ノ依存関係及ビ貿易増進ノ見地ヨリ現行協定ノ維持ヲ目標トシテ善処」を希望するとの決議をなし (九月六日)、綿業中央協議会は、今度の交渉は近東と東アフリカの市場にも影響を及ぼし、エジプトの産業自身にとっても大損失となるので、現行協定の維持確保を目標とするようにとの意見書を関係大臣に提出して圧力をかける。⁽³⁾ 新協定のための通商交渉が一〇月二二日から開始され、都合

五回の正式会合が持たれ、その後も折衝がなされるが、結局妥協点を見出せずに三六年六月に日本代表团がカイロから引き上げて交渉は決裂する。⁽⁴⁾この為替補償税によって対エジプト向け日本布が三六年には三五年の五割弱減少したと言われ、三五年一二月に中国からの輸入品に対しても日本品と同一の賦課をなすとの勅令がだされ、三六年八月には官報で日本と中国以外の国から輸入される綿布と人絹布には日本ないし中国で製造されたものではないことを通関に申告する必要があることが公布され、日本布に対する一層の規制が加えられるようになる。⁽⁵⁾

(1) 『月報』第五一五号 三一四頁。

(2) 関係九団体とは、日埃貿易協会、日本綿糸布阿弗利加近東輸出組合、大日本紡績連合会、日本綿織物工業組合連合会、日本棉花同業会、輸出綿糸布同業会、日本絹人造絹織物輸出組合連合会、日本莫大小輸出組合、大日本陶磁器輸出組合連合会である。

(3) 『月報』第五一六号 一一二頁。

「該交渉ノ重点ハ本邦綿布ノ輸入問題ニアルト察セラル、而シテ其成果ハ独リ日埃通商関係ニ止マラズ、延テハ近東東阿弗利加等諸市場ニ対スル綿布輸出貿易上重大ナル関係ヲ有スルヲ以テ……万一埃及政府ニシテ本邦綿布輸入ニ対シ何等カノ制限ヲ行フガ如キコトアラバ国内ノ物価ヲ騰貴セシメ一般消費者ノ不利益トナルノミナラズ日本綿業者ハ将来埃及棉購入ニ対シ從來ノ如キインタレストヲ持タナクナリ其結果ハ埃及産業ノ全般ヨリ見テ一大損失トナルデアロウ、埃及政府ニシテ之等ノ事情ヲ認識シ真ニ埃及産業全般ノ利害得失を考慮スルナラバ現行通商協定ヲ存続スルノガ至当デアル。故ニ日埃通商協定改訂ノ交渉ニ際シテハ政府ハ宜シク日埃貿易ノ大局の見地ヨリ現行協定ノ維持確保ヲ目標トシテ折衝セラレンコトを冀望スルモデアル。」

(4) この会商については大日本紡績連合会『日埃会商問題参考資料』、『日埃会商ニ関スル日誌』等が便利である。

(5) 『内外綿業年鑑 昭和一二年版』四五八―六〇頁。

(3) 日本綿業はアメリカ綿業との間の貿易摩擦にも直面する。それはアメリカ本国とアメリカの植民地であるフィリピンを巡って展開する。三五年に入るとアメリカでは日本布に対する警戒感が急浮上する。例えば、二月のアメリカ下院において「フィリッピン乃至中南米諸国に於ける日本製品の進出はやがてアメリカ本国に対する侵入の前提⁽¹⁾」であると主張され、また、ニューイングランドの北部紡績関係者によって、「目下米国の紡績業が当面しつつある状態は一九三一年前の英国の状態と実質的に異ならず、やがて米國紡績業もランカシャ紡と同じ打撃を受けるであろう」として、日本の綿布ダンピングに対する事実上の輸入禁止が大統領に要求される⁽²⁾。そこでアメリカでは関税法第三三六条による関税調査委員会の調査が開始されるに至るが、日本の対米輸出協調会によるアメリカ向け晒布数量の自主調節と関税調査会による対米輸出自主規制の日本への懲慥で、さし当たり関税引き上げにまでは至らなかった⁽³⁾。

(1) 『月報』第五一〇号 八九頁。

(2) 『月報』第五一四号 二八―三二頁。この紡績業者の運動に対して『ニューヨークタイムズ』が、アメリカへの日本布の輸入はアメリカの生産高の〇・七%にすぎないので「経済的黃禍」論は成り立たず、日本から購入する額の二倍を販売している時に如何なる「通商戦争」を行ったところでただ失うだけで、目下の情勢に対処する最大の悪政は日本品に対する輸入禁止又は割当性であろう、と論評していることも指摘しておく必要があろう。

(3) 『月報』第五三一号 二頁。

対米綿布輸出規制はアメリカ最大の輸出市場であるフィリピンから始まる⁽¹⁾。フィリピンについては一九二〇年代末までに既に日本布がイギリス布を圧倒しており（表―14参照）、当市場では日英ではなく日米間での角逐が問題となる。フィリピンにおけるアメリカ布の輸出は全種類合わせて三二年八千八百万平方メートル、三三年六千

八百万 s m、三四年四千三百万 s mと著減したのに対し、日本布はそれぞれ二千一百万 s m、二千四百万 s m、六千四百万 s mと著増して、三四年に一举にアメリカを凌駕するに至っている。⁽²⁾ こうした事態に対応して八月にワシントンでハル國務長官と斎藤駐米大使とで交渉がおこなわれ、九月二〇日に対比綿織物輸出日米紳士協定が成立し、向こう二年間日本布の対比輸出を四千五百万平方メートルに自主規制することになる。これはフィリピンの輸入量九千万平方メートルを日米で折半するということで妥協した形となっている。⁽³⁾ 本協定はそのまま更改されて延長されている。

(1) 三二年のアメリカの総輸出三億七五百万ヤードの内対比輸出は三分の一をしめている。

(2) 『月報』第五一三号 四二―四頁付表による。

(3) 『月報』第五三一号 三頁。

アメリカ本国では前述の関税調査会による自主規制態度以来、日本布の一カ年の輸入を三千六百万平方ヤード見当に自制することで意見の一致をみたものの、プエルトリコ経由の中南米向けを上記制限内に含めるかどうかで折衝が決裂する。その結果アメリカは関税調査会の提議に基づき三六年五月二日に現行輸入税率を四二%引上げることを決定する(六月二〇日実施)。⁽¹⁾ 引き続きアメリカで割当制導入運動が起り、日本側の不承不承の合意によって、日米綿業当事者会談が大阪で開始されることになる。三七年一月一五日から二二日かけて都合六回の会談の結果、民間当事者間の自主的協定が成立して「諒解に関する覚書」が二四日調印され、アメリカで協定割当が導入されることになる。その内容は三七、三八の二年間の日本綿布に対する協定割当は総量二億五百万平方ヤードとし、その内三七年分の割当は一億八千万平方ヤードを超過しないことというものである。⁽²⁾

(1) 『内外綿業年鑑 昭和十一年版』二五四―五頁。三二ないし五〇番手製晒布関税を従価三四ないし四三・五%へ(現行二三・八三ないし三〇・五%)、同番手製染色布関税を従価三八ないし四七・五%へ(現行二六・八五ないし三三・五%)、平均四二%引上げ。

(2) 『月報』第五三二号 二二―二頁。

(4) マンチェスター商業會議所が不満を表明していたオーストラリアに関して、三四年八月の関税改正を機会に日豪両国間に通商条約協定の機運を醸し、三五年二月から交渉が開始される。オーストラリア側の片貿易(日本的大幅輸入超過)の是正要求とオーストラリア羊毛の無税化要求との妥協点の見つからない内に、オーストラリアは「英本国を支持して」⁽¹⁾三六年五月二日に突然綿布・人絹布の関税引き上げと綿布・人絹布を含む八六品目の輸入許可制を発表して、二三日から実施する。⁽²⁾これに対して日本は対豪通商擁護法を発動し(六月二五日)、羊毛、小麦等の輸入を阻止するための許可制と従価五割の賦課を実施する。さらにオーストラリアは新たに適用品目を追加拡大した対日特別輸入許可制を公布すると共に、通商条約相は絹と人絹を除いた許可対照品目の輸入許可証発行を拒否することに決定したといわれる。⁽³⁾ここに至って日豪通商問題は通商紛争へと転化したことになる。その後、八月に入って再度キャンベラで日豪会商が再開され、協定締結に達することは出来なかったが、二月二六日両国間で日豪通商に関して両国がとるべき措置について通告文が交換されて、紛争は解決する。⁽⁴⁾この通告文交換による取り決めは二次(三八年七月)、三次(三九年六月)と更新される。

(1) 『月報』第五二六号 二七頁。これはアメリカ側の觀察である。

(2) 『月報』第五二四号 三八―四二頁。この新関税は綿布に付いては従価一〇割から一四割、絹布については一〇割から四〇割という禁止税といってもよいものである。なお、旧税では英特惠と一般の二段であったものが英特惠、中間、一

般の三段税率となっている。

(3) 『内外綿業年鑑 昭和十一年版』六九九頁。

(4) その主内容は以下の通りである。日本は対豪通商擁護法を中止し、三十八年六月末までにオーストラリア産羊毛八〇万俵の輸入を許可し、三十七年一月から三十八年六月までに綿布と人絹布の輸出をそれぞれ五億一二五〇万平方ヤードに自制する。オーストラリアは七月八日の特別輸入許可制を廃止し、現行中間税率を引き下げ（例えば、生地は二・五から一・二五ペンスへ、晒布は二・七五から一・五ペンスへ、染色布は三・二五から二ペンスへ）、日本布に中間税率を適用する。

(5) その他の動向について、まず三十六年六月二五日に対イギリス綿布輸入関税を引き下げた⁽¹⁾インドから見ると、一九三四年に調印された日印通商条約の綿布棉花付属議定書の満期失効に伴う改訂のための第二次日印会商が三十六年七月二〇日からシムラのインド政庁で開始される。上記条約によって日本布の輸入は最大四億ヤードを限度とされたわけであるが、綿布輸入割当を逃れるために完全な織布をフェンツ (fens) つまり四ヤード未満の端切れ (short lengths) として日本布が大量にインドに輸入されるようになり、一九二一年には九万ヤードでしかなかったものが三四年には二千五五〇万ヤードに達し、それが正常な貿易行為に混乱を引き起こしていると批判されるまでになっている。⁽²⁾ 会商は主に日本布の割当数量維持、関税引き下げ、フェンツ数量規制を巡って進められるが、三十七年四月一二日に新議定書が仮調印され、一〇月一二日にイーデン外相と吉田大使の間で本調印され、同時に日印通商条約は四〇年三月まで効力延長される。⁽³⁾

(1) 『月報』第五二五号 二七頁。生無地は二五%または四アンナ八分の三を二〇%または四アンナ半に、縁付生地は二〇%に引き下げられた。

(2) A.R.T. for 1935. xxxiii. 三十六年五月からフェンツに対する課税は英特惠税率二五%、標準税率三五%とされている。

(3) 主な内容は、(イ)印棉一〇〇万俵購入に対し日本綿布輸出二億八三百万ヤードを原則とし、印棉購入が一五〇万俵に達した時に日本布輸出を三億五八百万ヤードまで増加する、(ロ)綿フェンツは割当からは除外されるが、日本の輸出を年八九五万ヤードに制限し、輸入税率を従価三五%以上にはしない、(ハ)品種間割当は生無地四〇%、縁付生地一三%、晒布一〇%、捺染布二〇%、反染布または糸染布一七%とする、というものである。

先にサロン輸入制限令と晒織物輸入政府令を発して輸入制限を行っている蘭領東インドでは三五年一月二日に未晒綿布制限令を公布して翌日から実施し、さらに、三五年四月二日から反染、捺染、糸染の染色布に関わる綿布及綿製品輸入制限令(一月二〇日織物輸入制限令として新たに公布)が公布実施される。これによって割当制は綿布全体に及ぶことになる。これらの諸制限令は期限の度に更新されて、制限は継続される。

三四年に導入されたイギリス植民地での輸入割当制はその後も引き続き継続される。この割当によって例えばシンガポール向けの日本製サロンは「九牛の一毛」にも足りない割当となったとされる。そのため二インチ幅サロン似柄捺染布を代用品として輸出することになるが、これも規制の対象に含められる形勢といわれる⁽¹⁾。また、海峡植民地では三八年度割当が決定されるに際し、三五年から三七年上半期までの一商社のイギリス品と日本品の輸入実績を日英両国の輸入総量で除した割合を割当量としてイギリス商社を保護する措置が考慮される。これは結局マンチェスター製品を有利にする⁽²⁾と見られている。英領西アフリカで日本製ブラシ天が新たな競争問題となったのに対応して、植民地省はナイジェリアとゴールドコーストで三八年七月からブラシ天、人絹ブラシ天に対する割当再賦課をねらった輸入統制が実施される⁽³⁾。さらにカナダ、オーストラリアが英帝国特惠税、中間税、一般税を実施していることは既に見たが、南アフリカ連邦でも三五年五月一〇日から三段関税制 three column tariff⁽⁴⁾(最低、中間、最高)を導入してイギリス本国、自治領を含む特定国を除いて最高税率を課することになる。

- (1) 『月報』第五三一号 五七頁。
- (2) 『月報』第五四〇号 五四頁。なお、三五年から割当制を採用しているセイロンではイギリスの反対を押し切って三八年から日本への割当量を増やし、その替わり三九年一〇月に輸入管理令を実施してイギリス帝国領以外の綿布輸入を輸入許可制とする（『内外綿業年鑑 昭和一四年』二四七—九頁）。
- (3) A.R.T. for 1938. p. xviii.
- (4) A.R.T. for 1935. p. xxiv.

日本布にとって最新の市場である中南米における動きが三四年頃から出てきたことは既に触れたが、その後の状況は以下のようなものである。⁽¹⁾ キューバが三五年一月日本との通商関係暫定取決の廃棄を通告し、三月新求償関税法を公布してキューバ産品購入がキューバへの輸出の五割以上の国は最低税率、二・五割以上五割以下の国は最低税率の二五%の附加税、二・五割に達しない国は最高税率を課し、輸出奨励金、低為替、低賃金による輸入品にはダンピング税を賦課する。エクアドルも三五年五月日本との修好通商航海条約廃棄を通告し、それに先だって貿易尻が五割に達しない国には二割から五割以下の関税増徴を決定し、三六年二月の大統領令で貿易尻を三割に変更して、日本布に関税五〇%の増徴をなす。⁽²⁾ ハイチは三五年四月新求償関税法を公布し、現行税を最低税率として日本品に最低税率の一〇割増しの最高税率を課す。グアテマラでは三六年の割増関税法に基づき日本品には一〇割の附加税が課せられ、三四年に求償関税法を制定したサルバドルでも日本品には二〇割の附加税が課せられる。コロンビアでは三五年に日可通商条約が失効して一対一のバーター取引となる。チリは三四年十二月以降日本からの輸入に対してはチリ産品の日本への輸出手形を輸入資金とするのでなければ輸入を許可しない措置を取っている。チリの対日輸入のための為替の供給はこの資金によるわけで、これは「日本ドル (Japanese dollar) 」

として知られており、こうしたチャンネルを通して日本布はイギリス布よりも大きなシェアを享受していると考え⁽³⁾れる。三五年五月から綿製品の国別輸入割当制を実施してきたペルーは日本との通商条約失効を期に日秘交渉によって三六年より日本側が年六一万二千七百キロに自制することになる。三六年一〇月にペルーとの通商協定を締結したイギリスは日本に対して関税特権を得るが、日秘の紳士協定によって日本は逆に綿布輸出を増加させ、イギリスの特権は小さくなったといわれる。⁽⁵⁾最後に中南米最大の日本布輸入国であるアルゼンチンは輸入の六割の爲替決済を許可し、それ以上の決済には自由爲替の入手を必要とし、しかも公定爲替と自由爲替の間に常に二割の差を設ける爲替規制を実施している。また綿製品は予約輸入許可制をとり、事前許可なしにはアルゼンチンへの輸出は不可能になっており、特にアルゼンチンがダンピング輸出、輸出補助金支給国として告発している日本とイタリアの製品は抑えられている。⁽⁶⁾

(1) 以下の叙述は特に断らない限り『月報』第五三二号 六七―八二頁による。

(2) これによってエクアドルではイギリス布は日本布と少なくとも同じ条件で競争出来るようになったと言われる(A.R.T. for 1938, p. xxiv.)。

(3) A.R.T. for 1938, p. xxiv.

(4) A.R.T. for 1936, p. xx.

(5) A.R.T. for 1937, p. xxi.

(6) A.R.T. for 1938, p. xxiii.

おわりに

以上に見たように、一九三〇年代の恐慌に続く世界的な長期不況の下で、日本布は低生産費と為替安によってイギリス綿布が支配していた市場にまさに自由貿易主義的ビヘイヴィアで進出し、世界市場でイギリス布を凌駕していくが、それが結局はイギリス属領市場のみならず、その他の自国産業保護を目指す市場でも、輸入割当制、反ダンピング防止関税、差別関税あるいは輸出自主規制によって包囲され、一九三五年をピークに日本布の輸出高は減少に向かつていく。実際こうした環境の中で直接的には英領東アフリカに関していわれたものであるが、*'Japanese Competition Nearing Its Peak'* と報告される事態となる⁽¹⁾。

(1) Manchester Chamber of Commerce, "Monthly Record of 31st Jan., 1938", p. 26.

しかし、皮肉なことに日本綿業の輸出に真に決定的なダメージを与えたのは実は国内に発生した問題であったことに注意する必要がある。それは民間必需品生産、輸出産業に対する統制である。一九三一年九月の満州事変以降日本は準戦時体制に入るが、この年の一二月に強制カルテル立法である重要産業統制法（四月公布）によって綿糸紡績業が重要産業に指定される。しかし、まだ制限的影響はない。国際連盟脱退（三三年）、二・二六事件（三六年）を経る中で軍国主義が急調化し、経済の軍事化が強行されていくことになる。三七年一月に輸入為替許可制が公布されて、軍需産業の原材料輸入に優先的に為替が振り向けられるようになる。そして、七月の本格的な日中戦争の開始による戦時経済突入と同時に臨時資金調整法（九月）、臨時輸出入許可規則（二〇月）が公布されて、資金と原料輸入が軍需産業へと集中され、これとは逆に綿業の基本原料である棉花の輸入が制限されて

いくことになる。世界綿布市場を席捲した日本綿布は今や国内消費を抑制されて、軍需産業用資材輸入のための外貨獲得産業としてのみ存続を許されるようになる。しかしそれも長くは続かなかった。戦時経済体制の下で日本綿業は死命を制せられることになるのである。次の一綿業当事者の苦渋に満ちた言は日本綿業の最後の叫びであったというべきであろう。

「多年自由主義の温床の内に思ふままに驥足を伸して来た我綿業は今や愈々強化される統制の重圧の下に根本から其メタモルフオーシスを行はざるを得ない立場に置かれるに至った。……抑々我綿業が短時日の間に能く先進英国を凌駕して驚異す可き発展を遂げ、外に世界制覇の輝しき栄冠を獲得し、内に我根幹産業の雄として重きをなすに至った所以は全く其自由主義的基調による経営に基くものであった。……然るに戦時経済への突入は我綿業の生命たる可き原棉供給の自由を奪って了った。……平和産業が竟に戦時と両立せざるものとするならば今後の我綿業の苦悩は一層深刻となる可く、我綿業はかかる新情勢に適應した方策を樹て、統制によって綿業を萎縮せしめてはならない。」

(1) 『月報』第五四二号 一八一—二頁。

(本稿ならびに前掲拙稿「戦間期世界綿布市場……」で利用した資料に関して、閲覧の便宜を計ってくれたマンチェスター商業会議所と、マンチェスター大学図書館、マンチェスター市立中央図書館、専修大学図書館の各ライブラリアン、日本紡績協会図書館の町田氏に感謝したい。)